

【翻訳】

全国市民連盟の活動

— C・E・ボニットによる要約 —

伊藤健市

はじめに

以下で訳出しているのは、クラレンス・E・ボネット (Clarence E. Bonnett) の *Employers' Associations in the United States: A Study of Typical Associations* (Macmillan, 1922) の第11章「全国市民連盟 (The National Civic Federation)」である。

全国市民連盟 (以下、NCF) が革新主義期のアメリカを研究する際に避けて通れない組織であることは、衆目の一致するところである。このNCFに関して、それをタイトルに冠した著作としては、これまでのところマーガリート・グリーン (Marguerite Green) の *The National Civic Federation and the American Labor Movement, 1900-1925* (The Catholic University of America Press, 1956)⁽¹⁾ とクリストファー・J・サイファース (Christopher J. Cyphers) の *The National Civic Federation and the Making of a New Liberalism, 1900-1915* (Praeger Publisher, 2002) を除けば、ゴードン・M・ジェンセン (Gordon M. Jensen) が1956年にプリンストン大学に提出した博士論文、*The National Civic Federation: American Business in an Age of Social Change and Social Reform, 1900-1910*があるだけである。この内、サイファースの業績は、筆者が『全国市民連盟の研究——アメリカ革新主義期における活動——』(関西大学出版部, 2016年)として翻訳上梓した。

これらNCFに関する主要業績が共通して依拠しているのが今回訳出しているボニットの著作なのである。彼の著作が注目される理由としては、NCFがその衰退期に入っていたとはいえ、今だ存在していた時点で執筆されたものであることと、そして何よりも、脚注の多さ(原著のページ数で57ページの章に対して286)が示すように、ほぼすべての記述が一次資料に基づいてなされていることにある。グリーンが自著の「序文」で記しているように⁽²⁾、NCF関係の資料はニューヨーク公立図書館 (New York Public Library) を含め、その整理状態が良好と

(1) (2) グリーンの「序文 (Preface)」と「第1章 草創期 (Chapter 1 The Formative Years)」には拙訳がある。伊藤健市「<翻訳>草創期の全国市民連盟」『関西大学商学論集』(第57巻第1号, 2017年)を参照のこと。

は言えない。その意味で、一次資料を加工せずに直接「引用」してくれているボニットの著作は、研究者にとっては非常にありがたい存在なのである。

ボニットの著作は、次のような自省に基づいて執筆されたものである。アメリカには労働組合 (trade union) に関する書籍はあり余るほどあるのに、使用者団体 (employers' association) に視点を定めて議論しているものは1冊も見当たらない。さらに加えて、労働組合、労働問題 (labor problems)、労使関係 (industrial relations) を取り上げている何冊かの書籍のなかでの使用者団体の取り上げ方は、これまでのところでは労働組合主義 (unionism) の理解に絡めた枝葉的な扱いであって、ごく簡単な表記に留まっている。その結果、こうした扱いは使用者団体創設運動 (association movement) のもつ重要性和その性格を多くの場合誤った方向に導いている、と。

原著ではNCFの他に次のような団体が取り上げられている。

- ・ ストーブ鑄造業者国防協会 Stove Founders' National Defense Association (第2章)
- ・ 全国鑄造業者協会 National Founders' Association (第3章)
- ・ 全国金属業者協会 National Metal Trades Association (第4章)
- ・ 全国建設業者協会 National Erectors' Association (第5章)
- ・ ニューヨーク市建設業使用者協会 Building Trades Employers' Association of New York City (第6章)
- ・ シカゴ建築業使用者協会 Building Construction Employers' Association of Chicago (第7章)
- ・ アメリカ新聞発行者協会 American Newspaper Publishers' Association (第8章)
- ・ アメリカ合同活版印刷業協会 United Typothetae America (第9章)
- ・ 全国製造業者協会 National Association of Manufacturers (第10章)
- ・ 工業所有権連盟 League for Industrial Rights (第12章)
- ・ 全国産業審議会 National Industrial Conference Board (第13章)
- ・ インディアナポリス使用者協会 Associated Employers of Indianapolis, Inc. (第14章)

なお、原著に関しては、1970年以前に出版され、発行後10年以内に邦語訳が出ていない著作物は、11年目以降は誰でも自由に翻訳出版できるという「翻訳権10年留保」に該当するものとして訳出していることをあらかじめ断っておきたい。なお、固有名詞の邦語表記に関しては、『岩波世界人名大辞典』(岩波書店)を基本に、そこに記載がない場合は、大塚・寿岳・菊野共編『固有名詞英語発音辞典』(三省堂)を参考にした。

第11章の記述は以下の項目に沿って進められている。ボニットの記述は、明確に「項」扱いしている内容と、段落の最初の単語(キーターム)がゴシック体で表記されている「項」扱い

すべき内容とが混在している。ここでは、両者を「項」として扱っている。なお、以下の冒頭の数字は整理のために訳者が便宜上つけたものであって、ボニットの原著にはないことを断っておく。最後に、本文の傍点は、原文がイタリックであることを示している。

- | | |
|--|---|
| 1 会員 (Membership) | 15 労働者災害補償
(Workmen's Compensation) |
| 2 統治 (Government) | 16 事故防止 (Accident Prevention) |
| 3 執行委員会 (Executive Committee) | 17 福利厚生 (Welfare Work) |
| 4 目的 (Purpose) | 18 福利厚生部 (Welfare Department) |
| 5 持論 (Theories) | 19 婦人部 (Women's Department) |
| 6 発展の経緯 (Evolution) | 20 教宣活動 (Propaganda) |
| 7 各種部門 (Departments) | 21 討議と協議会 (Discussions and Conferences) |
| 8 活動；斡旋と仲裁
(Activities ; Mediation and Arbitration) | 22 各種調査と報告書 (Investigations and Reports) |
| 9 活動, いかに行われたのか
(Activities, How Conducted) | 23 講演局 (Lecture Bureau) |
| 10 活動の成功事例と失敗事例
(Successes and Failures) | 24 刊行物 (Publications) |
| 11 いくつかの実例 (Some Illustrative Cases) | 25 産業経済部 (Department of Industrial Economics) |
| 12 労働協約；推進とそのため
の協議 (Trade Agreement ; Promotion of,
Conferences Upon) | 26 AFLの擁護 (Defending the A. F. of L.) |
| 13 斡旋を目的とする立法活動
(Mediatory Legislation) | 27 社会主義運動と革命運動
に対する攻撃 (Attacking Socialism and Revolutionary
Movements) |
| 14 その他の立法活動
(Other Legislative Activities) | 28 他の使用者団体との関係 (Interrelations) |

第11章 全国市民連盟

NCFは、重要な使用者団体のなかではユニークな存在である。恒久的な団体としては世界で類をみないし、アメリカでもその種のものとしては唯一の存在である⁽¹⁾。その教宣活動 (propaganda activity) は別として、NCFを典型とする使用者団体の類型では唯一の存在で、一過性で、非公式で、斡旋機能をもつ、いわゆる「市民委員会 (citizens' committee)」であり、重篤なストライキが発生するのを防ぐ目的をもって集うという特徴を有していた。事実、NCF自体は非公式な組織である。それと言うのも、NCFには1910年に採択されたタイプライターで打った簡単な内規 (by-law) があるだけだからである。したがって、NCFには公式の規約 (formal rule) はない⁽²⁾。その構造・目的・活動において、NCFはここまでの章で考察してきた団体とはまったくの別物である。例えば、会員は種々雑多な人々の集合体であり、目的は斡旋的であり、活動ではアメリカ労働総同盟 (American Federation of Labor, AFL) を好意的に扱っていた。

会 員

NCFは会員として約5,000人を擁していた⁽³⁾。会員は3つの一般的な階層に属している。すなわち、大企業の使用者 (large employers), 労組幹部 (labor-union officials), 一般大衆を代表するべく選ばれたアメリカ人の間で多少なりとも著名な個人である。それゆえ、NCFの会員は複合体と特徴づけていいだろう。会員と同様、役員も3つの階層に属している。しかし、他の使用者団体の指導者や労組幹部が最も目立つ存在であった。会員間の関係は、大都市における支部の創設や立法活動に向けた州委員会 (state council) の結成など、時によってさらに複雑になっていた⁽⁴⁾。NCFは複数の州をカバーする地方組織をもとうとしていた。下部組織のなかでは、ニューヨーク・ニュージャージー支部 (New York and New Jersey Branch) が最も傑出していた。

統 治

NCFは、その創設者であるラルフ・M・イーズリー (Ralph Montgomery Easley) 氏が議長を勤める執行評議会 (Executive Council) によってほとんど管理運営されていた (訳注1)。執行評議会は、執行委員会 (Executive Committee) との会合を通してNCFの管理運営で全権を掌握していた⁽⁵⁾。執行評議会の委員は、幹部役員 (staff officers) であり、彼らは執行委員会の委員でもある。執行委員会は、執行評議会よりも48名多い委員で構成されている。幹部役員とは、会長 (President), 副会長 (Vice-President), 事務局長 (Secretary), 財務担当者 (Treasurer), 議長 (Chairman), 執行評議会の秘書, NCF主要部門の議長である⁽⁶⁾ (訳注2)。これら役員は3つの方法で選ばれる。(1) 会長によって指名された選考委員会 (nomination committee) の議事録を一括採択する年次総会に出席する代表によって、(2) 年次総会における執行委員会委員の選出によって、(3) 会長と副会長を選考する執行評議会の委員によって、である⁽⁷⁾ (訳注3)。これら方法のいずれにせよ、NCFの管理運営業務は数名の会員に委ねられ

(訳注1) 執行評議会は、NCFの創設後しばらくの間は存在せず、その間役員会 (Officers) と呼ばれる組織があった。この役員会の構成員に、その時々NCFの関心を反映して新たに組織された部門や委員会の議長 (Chairman) が順次追加されて、執行評議会が構成されていく。当初、役員会は、議長 (Chairman), 2名の副議長 (Vice-Chairman), 財務担当者 (Treasurer), 事務局長 (Secretary) の5名で構成されていた。最高責任者に2人の補佐がつくという構造は、全国市民連盟の前身であったシカゴ市民連盟 (Civic Federation of Chicago) と同じである。もっとも、シカゴ市民連盟の場合は当初より会長と副会長と称されていた (詳しくは、伊藤健市「全国市民連盟成立前史——シカゴ市民連盟の一考察——」(『大阪産業大学論集 (社会科学編)』, 第79号, 1990年7月) と「全国市民連盟の創設」(『大阪産業大学論集 (社会科学編)』, 第81号, 1991年3月) を参照のこと)。

(訳注2) 1903年4月時点でのNCFの役員・執行委員会委員は以下のようであった。本文の内容はボニットの執筆時点のものであるため当初の構成とは異なっている。当初は、鼎立構造を構成する一般大衆の代表が15名、使用者の代表が16名、労働者の代表が15名の総勢46名であった。その後、その構成員には絶えず変動があったものの、ほぼ46~48名で構成されていたようである。

る。なぜなら、NCFのほぼすべての活動が、名目上は種々の部門の委員会と評議会によって行われているにしても、政策と管理運營業務は執行委員会に牛耳られ⁽⁸⁾、この執行委員会は執行評議会に支配されているからである⁽⁹⁾。NCFで権勢を振るっていた人物（dominant

<役員 Officials>	S. R. Callaway	アメリカン蒸気機関車工場社長
議長 Marcus A. Hanna	Charles A. Moore	ショー電気クレーン社社長
第一副議長 Samuel Gompers	Edward P. Ripley	アチソン・トペカ・サンタ・フェ 鉄道社長
第二副議長 Oscar S. Straus	J. Kruttschnitt	サザーン・パシフィック鉄道副 社長
財務担当者 Cornelius N. Bliss	H. H. Vreeland	全国市街鉄道協会会長
事務局長 Ralph M. Easley	Lewis Nixon	アメリカ合衆国造船会社社長
<執行委員会 Executive Committee>	Samuel Mather	ピカンズ・マザー社
一般大衆の代表 (On the Part of the Public)	Charles H. Taylor, Jr.	アメリカ出版業者協会会長
Grover Cleveland 第22・24代大統領	Marcus M. Marks	服地製造業者協会会長
Cornelius N. Bliss 前内務長官	James A. Chambers	アメリカ窓ガラス社社長
August Belmont 銀行家	William H. Pfahler	前全国鑄造業者協会会長
Oscar S. Straus ハーグ仲裁裁判所所員	労働者の代表 (On the Part of Wage Earners)	
Charles Francis Adams 前ユニオン＝パシフィック ック鉄道社長	Samuel Gompers	AFL会長
John Ireland ローマ・カトリック教会の大司教	John Mitchell	UMW委員長
Henry C. Potter プロテスタント・エписコパル 教会の主教	Edgar E. Clark	鉄道車掌友愛会会長
Spencer Trask 銀行家	Theodore J. Shaffer	合同鉄鋼・錫労働組合委員長
Charles W. Eliot ハーヴァード大学学長	James Duncan	花崗岩切り出し工全国組合書記長
Franklin MacVeagh 貿易商	Daniel J. Keefe	国際沖仲士組合委員長
James H. Eckels 前合衆国通貨検査官	James O'Connell	国際機械工組合委員長
John J. McCook 弁護士	Martin Fox	北アメリカ鉄鑄型工組合委員長
John G. Milburn 〃	James M. Lynch	国際印刷工組合委員長
Charles J. Bonaparte 〃	J. J. Hannahan	蒸気機関士友愛会会長
Ralph M. Easley <i>National Civic Federation</i> <i>Monthly Review</i> の編集者	Henry White	統一衣服工労働書記長
使用者の代表 (On the Part of Employers)	William D. Mahon	アメリカ市街鉄道従業員合同組 合委員長
Marcus A. Hanna 合衆国上院議員	Denis A. Hayes	アメリカ・カナダ・ガラスピン吹 き工組合委員長
Charles M. Schwab USスティール社社長	William Huber	アメリカ大工指物師合同友愛会会長
William L. Elkins ベンシルヴェニア鉄道取締役	John Tobin	製靴労働者組合委員長
John B. McDonald 高速地下鉄建設の請負業者		
Frederick D. Underwood エリー鉄道社長		

出所) *National Civic Federation Monthly Review*, Vol. 1, No.1 (April, 1903), p.10.

(訳注3) この3つの方法のなかで最も一般的なのは(1)であった。この点を、ハナの死去に伴いしばらく空席になっていた会長にオーガスト・ベルモント (August Belmont) が選出された場合でみておこう。1904年5月6日の大会で以下の人々で構成される選考委員会 (nomination Committee) が組織された (*National Civic Federation Review*, Vol.1, No.10 (Jan., 1905), p.11.)。同委員会の使用者代表はフランクリン・マクヴェイ (Franklin MacVeagh), フランシス・L・ロビンス (Francis L. Robbins), チャールス・H・テイラー・ジュニア (Charles H. Taylor, Jr.), 労働者代表はジョン・ミッチェル (John Mitchell), ダニエル・J・キーフ (Daniel J. Keefe), P・H・モリセイ (P. H. Morrissey), 一般公衆代表はヘンリー・C・ポッター (Henry C. Potter), アイザック・N・セリグマン (Isaac N. Seligman), V・エヴェリット・マーシー (V. Everit Macy) であった。しかし、この選考委員会では会長の選出に関してのみ決着がつかなかった。そこで、最終的には同年12月15日に開催された第4回年次総会における午前中の部会で、使用者・労働者一般

spirit)は執行評議会議長のイーズリー氏である⁽¹⁰⁾。氏は、1904年以降この地位に就いている⁽¹¹⁾。しかし、氏はこの点をNCFを擁護した議会のある委員会でも否定している⁽¹²⁾。もちろん、強力な外部の支配力——財界——は存在する。活動範囲は、それを行うのに必要な資金の自発的な拠出によって決まる。そして、NCFは正規の会費を払い込んでくれる会員以外には収入源はなかった⁽¹³⁾。

執行委員会

「NCFの執行委員会（執行評議会の外郭団体）は、労働者の使用者、組織労働者の代表、一般大衆（general public）から選ばれた人々のそれぞれ同数で構成されている。最後に分類された人々は、労働問題に使用者か従業員として直接関係しているのではなく、使用者と従業員との間にいつ何時でも存在する関係によって直接的に、そして絶えず間接的に影響を受けている多くのアメリカ人を代表している」⁽¹⁴⁾「……使用者と従業員の両者が頼りにしている一般大衆（great public）である」⁽¹⁵⁾。代表者は、名士、著名な財界人、政治家や聖職者、巨大製造業者と全国規模の労働組合運動の指導者に限られている。つまり、「その全国執行委員会（National Executive Committee）は、3つの要素で構成されている。すなわち一般大衆、これは宗教会・法曹界・出版界・政界・財界を代表している。使用者、これは巨大製造業者と巨大株式会社、使用者団体のリーダーを代表している。労働者、これは各種重要産業の賃金労働者の全国的・国際的組織の主たる幹部が代表している」⁽¹⁶⁾。「これら多様な要素をともに集わせる目的は、互いに懇意になるという非常に単純なものである」⁽¹⁷⁾。執行委員会委員の数は、現下の活動もしくは提案されている活動に応じて時とともに変化する⁽¹⁸⁾。部門毎にある委員会の構成も、2つの部門を例外として執行委員会に倣っている⁽¹⁹⁾。例外とは、福利厚生部（Employers' Welfare Department）と女性向け福利厚生部（Women's Welfare Department）であり⁽²⁰⁾、両部には組織労働者もしくは彼らと関係する一般大衆の代表者はいない⁽²¹⁾。NCFには1908年に任命された諮問協議会（Advisory Council）もある。これは、資本家、労組幹部、著名な教育者、法曹家、編集者、その他の人々からなる254名の会員で構成されていた⁽²²⁾。諮問協議会に言及している文献はほとんどない。1908年に同協議会委員の名簿が公表され、1914年には同協議会委員のなかの何人かの書簡が、NCFが計画する社会調査の推薦の辞として公刊された⁽²³⁾。執行委員会は、すべての職務を諮問協議会の助言を聞くことなく実行していたようである。

↘大衆の三者の代表各1名づつが追加された選考委員会が再組織された。3名とは、使用者代表がウィリアム・H・プファラー（William H. Pfahler）、労働者代表がワレン・S・ストーン（Warren S. Stone）、一般大衆代表がジョン・アイルランド（John Ireland）であった。これら選考委員は、ストーンを除くすべてが当時の執行委員会委員であった。この12名からなる選考委員会がベルモントを会長に推薦する動議を午後の部会に提出し、それが支持・決定された。それに引続き、選考委員会は、執行評議会を構成する各部門・各委員会の議長を推薦する動議を提出し、それが再度支持・決定された（Ibid, p.6）。

目 的

NCFの目的は多様に語られている⁽²⁴⁾。最も一般的なものは次のようなものである。

「社会と産業の発展に関するいくつかの重大な問題の解決策を求める教育上の運動にアメリカの最優秀なブレインを組織すること、この国にとって重要な問題に関する研究と討議を提供すること、かくして最も啓蒙された世論の具体化を支援すること、そして望まれる時にはそれに対応する立法化を推進すること」⁽²⁵⁾。

労働問題——現時点のNCFの活動は労働の分野に限られていないが——にあっては、その目的は1901年に任命された労使関係委員会（Industrial Committee）が採択した次のような「目的の表明（Statement of Purpose）」に示されている。

「この部門（労使関係部のこと—注、伊藤）の職域と職分は、産業の平和と繁栄を促進するために、最善を尽くすこと、使用者と労働者との適正な関係を樹立するのに貢献すること、幹旋でストライキやロックアウトを未然に回避・防止すること、不和が生じてしまった場合には、労使関係（industrial relations）の再構築を支援することにある」。

「使用者と労働者の代表は、組織されていようとそうでなかろうと、深刻な状況に至る前に、相違点や争点を調整するためにいつでも協議すべきであり、そうすることでストライキやロックアウトを回避し、その件数を最小化できる」。

「労働が行われる諸条件に関する両当事者の合意が奨励されるべきであり、合意に至れば、そうした条件が両当事者によって字義上も精神に照らしても忠実に実行されるべきである」。

「労使関係部は、争議（dispute）にかかわる両当事者から要請があった際には、当該問題が非常に重要なものだと同部が判断すれば、部全体あるいは同部が任命した下部委員会を介して、労働者とその使用者の懸案事項となっている問題を調整・判定するフォーラムとして活動する」。

「労使関係部は、労使関係上の抽象問題に配慮することはない」。

「労使関係部は、争議の両当事者が仲裁に問する権限（powers of arbitration）を話し合うまでそうした権限は有していない」⁽²⁶⁾。

持 論

NCFの姿勢に関する明確な見解は、固有の会員、政策、中核組織としての責務、使用者と従業員の不和の原因とその解決策といったことに関する表明から得られる。この点に関するNCF指導層の最も重要な声明のいくつかに言及しておこう。

先の会長のセス・ロウ（Seth Low）氏は次のように語っている（訳注4）。

（訳注4）初代議長のマーカス・A・ハナ（Marcus Alonzo Hanna）は1904年2月15日に死去する。同年5月6日、当時第一副議長であったAFL会長のサミュエル・ゴンパーズ（Samuel Gompers）によって、執行委員会が召集された。ここで、新役員が選出されると同時に、それまで議長と称されてきた最高責任者が

「NCFは、1つの肝要な特徴において、ほとんどの団体と異なっている。多くの団体は、共通の目的はもとより同じ利害関係にあると信じる会員で構成されている。NCFは、確かに共通の目的をもった会員で構成されてはいるが、多種多様な利害関係を伴っている。この点が、NCFが自身の関係する重大な問題に対して独自の意見（voice）を表明できる理由となっている」。

「われわれは全員、産業平和と産業の発展を信じている。……われわれは全員、一般原則（general principles）に合意しているが、その適応について必ずしも合意しているわけではない。それと言うのも、産業企業・商業企業（industrial and commercial enterprise）それぞれにあっては、関係する三当事者——使用者・労働者・一般大衆——が存在するのは明らかであり、しかも、どこでもそしていつでも、それぞれの組織の気質（spirit of organization）に支配されている今日の巨大企業時代にあつては、これら三当事者のそれぞれが、どうすれば他の当事者の利害に気づくよりもほんの少しははっきりと自分自身の利害に気づくようになるのかという点を理解するのが簡単だからである。しかし、NCFはこれら当事者のすべての代表をその会員として結びつけることで、この国の他のどんな団体もなしえなかった……ある種のサービスを提供できる立場にある。なぜなら、NCFは相互の討議に向けて、これら異なる利害をもつ者を集めることで、結果、それぞれが他者の物の見方を知るとともにそれを理解できるからである」⁽²⁷⁾。

「NCF内にあつても、時には政治問題や公共政策の重要議案を含む問題に関して意見の相違が生じることはある……。しかし、そうした相違によって分裂することはない。むしろ、そうした相違のゆえに、同意できる時には同意できることに関してNCFの影響力は大きなものだと十分確信した上で、同意しなければならぬなら不同意にも同意する」⁽²⁸⁾。

したがって、使用者と従業員との理解を深めることが切望され、結果、相違が生じた時には、以前は「最後まで闘い抜こう」であった労使の態度が、「徹底的に話し合おう」となる⁽²⁹⁾。NCFの労働政策ははっきりとしている。

「まず第1に、産業上の調停と仲裁に賛同している。労使間の最も良好な関係というアイデアを推進する。平和的な斡旋を介せば、労働者・使用者・一般大衆を同じように苦しめるストライキやロックアウトといった多くの不幸な対立を防げると信じている。団体交渉（Collective Bargaining）の原理原則を賞賛し、熱心に奨励している。それは、使用者の団体と労働者の団

ㄨ 会長（President）に名称変更された。もちろん、従来の副議長が副会長となったことは言うまでもない。ただし、ハナに代わる会長の選出は選考委員会に一任されたが、紆余曲折を経た後、会長は当分の間空席のまま据え置かれることとなる（*National Civic Federation Monthly Review*, Vol.1, No.4 (June, 1904), p.5.）。この会長不在という状態は、1904年12月15日にオーガスト・ベルモント（August Belmont）が第2代会長に就任するまで続いた。その間、NCFの最高責任者は第一副会長のゴンパーズであった。ベルモントに代わって1907年12月16・17日に開催された第8回年次総会で第3代会長に選出・就任したのがセス・ロウ（Seth Low）である。ちなみに、第4代会長はV・エヴェリット・マーシー（V. Everit Macy）である。

体が共同で、賃金・労働条件・雇用条件に関する相互の契約を案出することを意味している」⁽³⁰⁾。

以上のことから、NCFが労働組合の結成に賛同すると期待してよいであろう。実際のところ、NCFは労働組合の身勝手さは弁護できると解釈している。

「自分たちの福祉（welfare）を手に入れようとする際に、労働組合（trades union）が利己的な存在として現れたとしても、それは非難されるべきではない。啓発された利己主義がすべての経済活動の主要な動機として支持されたのはつい最近のことであり、現下の明らかに過酷な条件を取り除かなければ、われわれの身の回りで作用している諸力の性格を変えることはできない。産業組織の原動力は変わっていない。それは、複雑な社会を形成しているすべての力の背後にある。銀行や株式会社、トラストや鉄道会社が、その目的を遂行しようとして法に影響力を行使しようとしたり、世論を形成しようとしたり、ある政党もしくは別の政党を支援しようとしたりすることは非難に値しない。そうしたことを期待したり、それを事実として受け入れたりする……」。

「資本は抽象概念で、労働は実在する事実である。大多数の人々の福祉は、労働の背後にある。そして、多くの普通の人々の生活を改善しようとする努力として現れる利己主義は、使用者の活動を強制するのと同じ基準で判断されるべきではないと考えるべきものである」⁽³¹⁾。

以上のことから、NCFは使用者は従業員の福祉に対して、ある種の義務を負っていると推断する。この推断は次のような公式声明で裏付けられている。ロウ会長は、ペンシルヴェニア鉄道会社（Pennsylvania Railway Company）の8万9,000人の株主を前に行なった演説で次のように語っている。

「労働者と闘うために会社を組織すると主張する者はいないであろう。そうした人々はともに働くために会社を組織するのであって、組織した結果、自分たちの役員（officers）が資本を使って行うあらゆることを代表している。8万9,000人の株主が、役員を介して話す際に、16万人の従業員に対し、『われわれは、君たち一人ひとりと交渉することを要求する。われわれは君たちの組織を認めるつもりはない』と語るのもっともなことだと誰が心から主張できようか。16万人の従業員は、その利害が共通である限りは、働く条件に関して何か主張すべきことがあるなら結束しなければならぬし、結束するには団体をもたねばならぬし、それは役員によって代表してもらわねばならぬことはむしろ自明ではないか」⁽³²⁾。

NCFの正式刊行物である*National Civic Federation Review*（以下、*NCF Review*）の論説は以下のように述べている。

「現下の革新主義期（progressive age）にあっては、労働者に良好な労働環境を提供することが、近代的な使用者の社会的かつ文化的な責務の一部となっている」。

「一般に、使用者側がこの責務を率直に認めるのが、管理職、取締役もしくは株主であろうと、初期の産業組織の最大の美点であった、古き良き時代にみられた人間的な接触——不幸にも商業企業の著しい成長のもとで多くの場合見失われがちである——を回復させるのはもとよ

り、そこから社会的偏見や不信、さらには階級意識 (class feeling) といったことの多くが生じてくる仲違いや同情心の欠如といったことの回復にまで至るのである。知性的で、本物で、賢明に管理された福利厚生 (welfare work) よりも現体制に対する急進的な攻撃への対抗手段となるものは、おそらくないのではないだろうか⁽³³⁾。

最後に、次の点を指摘しておきたい。「社会福祉 (social welfare) に関心をもつ種々の利害集団を有効に機能する作業部隊 (working group) として組織することはNCFの明示された目的である⁽³⁴⁾。しかし、「もし賃金が公正で、不満の発生が回避されたとしても、資本はその投資に対する十分な見返りを手にしなければならない⁽³⁵⁾。資本は維持されねばならないし、不満の発生はそれを脅かす。つまり、

「過激論者に威嚇された労使関係上の革命 (industrial revolution) の阻止と産業平和の推進は、NCFの存在理由である。……NCFは、革命的な方法よりもむしろ進歩的な方法によって労使関係上の問題を解決する目的で、資本家・労働者・一般大衆という三大利害集団をともに集める目的をもった唯一の団体である……」。

「NCFに代表されるすべての運動は、使用者と従業員の穏健で愛国心に富んだ指導者と、多くの場合忘れられたり忘れられようとしている第三者である一般大衆とを協調関係に置くことを目的としている。NCFの目的は建設であって破壊ではない。NCFは、ここで取り上げた諸機関を介して、最上の要因を資本家と労働者の団体のなかに育成し、経済法則の知性的理解を普及することで、資本家側の利潤と労働者側の福祉、そしてすべての人々の繁栄に健全な世間の関心を覚醒させようとしている。NCFは、組織労働者は大衆の墮落なしには潰滅しないという点を示そうとしているし、組織労働者はその誤りを正す方向へと導くことができる点も示そうとしている。さらに、資本家は経営方法 (business method) によって産業平和を獲得する実行可能性を学べることも示そうとしている。NCFは、産業平和の2つの敵は反組合的な使用者と社会主義者であることと、使用者は社会主義者がはっきりと擁護する階級的憎悪を無意識のうちに促進している点を示そうとしている。NCFは、労働者の尋常でなく、また、許しがたい誤りと罪、もしくは抑圧を目的として組織された時に資本家が引き起こす社会構造の変化 (social revolution) のゆえに、労働者の退廃という悲観的な予言に代えて、正当な関係樹立に基づく労資間の調和という希望に満ちた将来像を提示しようとしている⁽³⁶⁾。

NCFは、使用者と従業員との間の不和の主な原因は、彼らが「十分に引き合わされていないか、互いに十分顔を付き合わせていないか、互いの考えを十分賞味していないか、互いの手と心の暖かさを十分感じていない⁽³⁷⁾」からだと考えている。過激論者はそのようにして引き合わされた使用者と従業員との不和を扇動できないし、そうであれば使用者と従業員を引き合わせる事が、年次総会、毎年の晩餐会、委員会、協議会の目的となる。

「NCFは、その公開の会合 (public meeting) で、大企業の使用、巨大労組の幹部、一般大衆の代表を引き合わせている。反組合的な使用者は、大企業の使用が労働組合員に配慮し、

彼らと協議している光景に耐えられず、一方、社会主義者は自分たちの階級憎悪的な教宣活動にとって致命的であることから、資本家側が組織労働者をそのように公認していることに反対した……」。

「要するに、組合の粉碎を目的とする使用者団体と社会主義者はともにNCFを嫌悪している。それと言うのも、NCFは組織された使用者と組織された労働者を引き合わせ、その共通利害を理解し評価することで、良好な関係構築を支援しているからである。その際NCFは、一方で労働者の組合が考慮すべき権利をもっていることを認めるのを拒否する人々の野蛮性を非難し、他方ですべての使用者は公正だと信じられないし、そのように扱われないだけでなく、その全所有物と現下の発展段階にある全産業組織とともに地上から抹殺されなければならない貪欲な専制君主であり、過酷な仕事を割り当てる人だとする社会主義理論を粉碎している」⁽³⁸⁾。

「NCFの毎年の晩餐会は、その機会を利用して、商業上、政治上、経済上の諸問題を人間的にそして社会的により上位のレベルにまで高める重要な行事である。そこには労組幹部、財界と実業界の指導者、政界の実力者、大学教授、教条主義者が同じテーブルで顔を付き合せている。日々の闘争の切迫さや喧噪と単調な仕事から離れて、季節の話や先立つ会合での敵・味方に分かれての議論と討議の後、晩餐会の招待客は関心ある問題について協議するなど、親しく会話している」⁽³⁹⁾。

執行委員会は次のようなものだとされている。つまり、

「これらの人々（執行委員会委員のこと一注、伊藤）は、あらゆる職業に就いており、多種多様で対照をなす経験を有している。アメリカ以外には、そうした集団が1つの委員会(board)で活動しているものは見出せない。そこでは、アメリカの大統領（Chief Executive of the Nation）、財務長官、合衆国上院議員が、財界のトップや労組幹部、聖職者や法律の大家、製造業者、鉄道業界の大立て者、大学の学長や学者と協力し合っている。国民と国家の最大利害のために協力している人々の実態は、愛国心の良き教訓である」⁽⁴⁰⁾。

NCFは、使用者と従業員との個人的な関係を回復しようとしている。

「製造企業が成長し、最終的に組織され、さらに他の組織の一部になるにつれ、使用者と従業員との直接の個人的接触は次第に少なくなる。誤解は、個人的要素が排除された時に起こりやすい。労働問題の唯一の解決法は『円卓（round table）』にある。労組幹部の角とトラストの大立て者の蹄は、労資が事態について友好的に討議するなら即座に消え去る。それぞれが自分を相手の立場に置こうとすべきである。通常、互いに相手の立場を熟慮すれば、討議されている種々の問題に関して思ったほども互いの立場が懸け離れていないことがわかるのである」⁽⁴¹⁾。

以上の会合で語られたNCFの持論（theory）は、1912年の年次総会で語られた次のものと同じである。

「われわれは、産業平和をめざしてこの場に集まっている。われわれの会合の目的は、資本

家と労働者との間にみられる敵対と非難、さらには口論と誤解のすべてをできる限り取り除くことにある。そうすれば、結果として、相互の敬愛 (love) と好意 (good will) が労資間に芽生える。そして、ビジネス面と商業面での繁栄の聖代 (glorious reign) がアメリカ全土で確立され、永続するのである」⁽⁴²⁾。

「NCFは、労働協約こそ使用者と労働者が労働時間・賃金・雇用条件に関する問題を交渉する最も進歩的で実用的な制度であると信じている」⁽⁴³⁾。NCFは、「資本家と労働者の利害が必ずしも同じものでないにしても、利害は通常調停できる」⁽⁴⁴⁾と主張している。

「両者 (資本家と労働者のこと一注、伊藤) の利害は同じではない。なぜなら、資本家は当然のこととして、最少の給与支払で労働者から最大の収益を得ようとし、一方労働者はこれも当然のこととして、提供した労働の量に対する最高可能な給与支払を得ようとするからである。しかしながら、いつでも、どのような職業でも、この明らかに相対立する立場にいる両者は和解できる。それと言うのも、使用者か従業員のどちらか、もしくは両者とも状況を自在に操れるわけではないし、大まかに言えば、普通の商況 (trade conditions) が維持される時にのみそうした給与が支払われるからである。しかしながら、労働者が絶えず労働条件の改善、労働時間の短縮、給与の引き上げ、働いている場所の衛生状態の改善や、総じてこの国の諸産業の運営から労働者が得る分け前の増加に向けて絶えず努力すべきことは、この利害の相違を認めることとまったく矛盾していない。NCFは、労働者は上記の諸結果を、今日の状況下では、団体を組織することによってのみ達成しようと理解しており、そのことから (資本家、労働者、一般大衆のうちの一注、伊藤) 労働要素 (labor element) の全代表権を組織された労働者の代表者、特にAFLと種々の鉄道友愛会 (Railway Brotherhoods) に与えているのである」⁽⁴⁵⁾。

「斡旋 (Mediation) と調停 (Conciliation) は不和を防ぐことには必ずしも役立たないが、多くの場合、主義主張 (principle) という明確な問題が含まれない限り、相違の名誉ある和解は、双方の代表を介した忍耐力と外交術を働かせることで達成できる」⁽⁴⁶⁾。

「次に、資本家と労働者は手を取り合い、仲睦まじく働こう。そうすれば、国のさらなる繁栄が保証されよう。われわれの座右の銘は、『労働者と資本家、今も今後も、1つであって分かちがたく、車の両輪のごとし』である」⁽⁴⁷⁾。

上述の問題は別にして、NCFの指導層は、すでに本書で取り上げた使用者団体の指導層が根源に置いていた考え方と同じものを有している⁽⁴⁸⁾。こうしたNCFの持論を念頭に置くことで、NCFの活動の推移はより深く理解できるのである。

発展の経緯

1901年、全国調停・仲裁委員会 (National Committee on Conciliation and Arbitration) が、「当委員会の目的は、産業上のすべての不安のなかで最も険悪なものである、ストライキとロックアウトを防ぐことにある」⁽⁴⁹⁾と宣言した。NCFの活動は、当初はこの分野に限られてい

たので、それが唯一の目的であるかのようにみなされた。それで、NCFへの不満は、「当初からNCFはその使命について大きな誤解に直面していた。NCFは一般に、そして誤って、ストライキやロックアウトの防止と回避を目的に組織されたと信じられてきた」⁽⁵⁰⁾ という点に向けられている。NCFの初期の歴史の多くは、そうした見方を強める傾向にある。しかしながら、近年、NCFの活動はより広範なものになっている。

労働争議（labor disturbance）がNCFの創設に繋がった⁽⁵¹⁾。1894年の名高い鉄道ストライキが（訳注5）、シカゴ市民連盟（Civic Federation of Chicago）の指導層に対し、同じ年に「労使関係における調停と仲裁に関する大会（Congress on Industrial Conciliation and Arbitration）」を招集させるという由々しき事態を引き起こした⁽⁵²⁾。ラルフ・M・イーズリー氏は、当時シカゴ市民連盟の事務局長（secretary）であったが（訳注6）、シカゴ市民連盟のように労働問題を付随的に扱うのではなく、なによりもそれに関心をもつ全国規模の団体を創りたいとの思いをもっていた。氏の活動は、NCFの創設、さらに1900年には労使関係上の調停に関する2回目の協議会を招集するという結果をもたらした⁽⁵³⁾。この協議会は労働協約を基盤とする自発的調停（voluntary conciliation）を支持した。委員会とその委員が選出され、1900年の無煙炭ストライキ（anthracite coal strike）を回避するというよりは延期できた⁽⁵⁴⁾。この同じ委員会は、1901年にその下部組織を介して、アルバニー市街鉄道ストライキ（Albany Street Car Strike）、USスチール社ストライキ（United States Steel Corporation Strike）、さらには全国金属業者協会（National Metal Trades Association）と国際機械工組合（International Association of Machinists）との争議を解決しようとする試みに関与した⁽⁵⁵⁾。当時、こうしたNCFの活動は大成とみなされた。当時NCFの事務局長であったイーズリー氏は、この成功がNCFに及ぼした影響を次のように語っている。

「一般大衆にNCFのもつ実践的な特徴を例示し、引続き12月に開催された協議会で執行委員会委員として任命され、それを受諾した代表者の注意を引き付け、支持を得られたのは、この活動における当該委員会の成功であった」⁽⁵⁶⁾。

（訳注5）このストライキは、言うまでもなく、プルマン豪華車輻会社（Pullman Palace Car Company）とエーゲン・V・デブス（Eugene V. Debs）を委員長とするアメリカ鉄道労働組合（American Railway Union）との間で生じた1894年のストライキのことである。これに関しては以下の拙稿を参照願いたい。「会社町とプルマン・ストライキ」（『関西大学商学論集』第57巻第3号、2012年）、「プルマン豪華車輻会社における労務管理とプルマン・ストライキ」（『関西大学商学論集』第57巻第4号、2013年）、「プルマン・ストライキとその余波——ボイコットとシカゴ鉄道経営者協会——」（『関西大学商学論集』第58巻第1号、2013年）。

（訳注6）この点に関しては以下の拙稿を参照願いたい。「全国市民連盟成立前史——シカゴ市民連盟の一考察——」（『大阪産業大学論集（社会科学編）』第79号、199年）、「ラルフ・M・イーズリーとシカゴ市民連盟」（『関西大学商学論集』第54巻第5号、2009年）。

各種部門

しかしながら、より重要な事例では永続する結果は何も得られなかったし、無煙炭地帯における紛争は1902年の凄惨なストライキとして勃発し、現時点では全国金属業者協会とUSスチール社は組合と交渉していない。この両者は、明らかに好戦的な色彩の強い政策を採用している。USスチール社の場合、連邦政府はそこで最大の敗北の1つに遭遇したと認めている⁽⁵⁷⁾。疑いなく、こうした状況を認めることは、NCFをしてその活動を労働問題にまで広げさせ、この時以降、NCFは時に応じて新たな役割を追加している⁽⁵⁸⁾。NCFは、委員会 (committee) と評議会 (council) をもつ新規部門の創設によってこうした役割を遂行した。多くの部門は中斷されたり他の部門に名称変更されたが、適時組織された部門には次のようなものがあった (ここではその英文表記を示しておく。その邦文表記は初出の際に示す一注、伊藤)。すなわち、Industrial Department⁽⁵⁹⁾ (Department of Conciliation and Arbitration or Industrial Conciliation Department),
Trade Agreement Department,
Department of Industrial Mediation (Department of Industrial Mediation Law),
Welfare Department,
Women's Welfare Department,
Women's Department,
Department on Workmen's Compensation (on Compensation for Industrial Accidents and Accident Prevention, on Industrial Accidents Prevention),
Wage Earners' Insurance Department,
Social Insurance Department,
Wage Earners' Pensions Department (Pensions),
Department on Reform in Legal Procedure,
Department of Organization,
Industrial Training Department,
Immigration Department,
Industrial Economics Department,
Department on Study of Revolutionary Movements,
Minimum Wage Commission, である⁽⁶⁰⁾。

Minimum Wage Commission に加えて、1920年には労働問題と関係する以下の部門が残っていた。すなわち、

Welfare Department,
Women's Department,
Industrial Economics Department,

Department on Study of Revolutionary Movements
 Department on Workmen's Compensation,
 Social Insurance Department,
 Immigration Department,
 Department on Industrial Accidents Prevention,
 Industrial Training Department,
 Pensions Department, である⁽⁶¹⁾。

いくつかの部門の統廃合と名称変更, それ以外の部門の中断が, 残った部門を説明してくれる。部門は, 他部門の委員会 (committee) からか, 部門がその存在理由として後に取り上げた問題を討議する協議会 (conferences) のどちらかから昇格している。部門がその名称と活動内容の変更を多数回経験しているのので, NCFの活動に関する本書の議論は, ある部門そして次の部門という一本の線に沿っては展開できないが, 次のように類型化した活動は取り上げる必要がある。それは, (1) 斡旋と仲裁活動, (2) 立法活動, (3) 福利厚生, (4) 教宣活動である。

以下ではこの順序でNCFの活動を取り上げる。

活動；斡旋と仲裁

NCFの斡旋活動を議論するなかで, 仲裁にかかわる活動も議論しようと思っている。それと言うのも, 仲裁活動は斡旋活動から生じる場合が多く, それと明確に区別できないからである。斡旋は調停へと変化していく。この2つの言葉は明らかに異なっている。それらは先の会長故ロウ氏によって次のように定義されている。「斡旋は, 争議に陥っている問題を解決する論拠を案出しようとする第三者の尽力を単に伴うだけで, この論拠は両紛争当事者が喜んで応じるものである。一方, 仲裁は, ……斡旋 (もしくは調停が試みられていない場合) の試みがすべて失敗し, 和解に至らずに残っている争議の論点が仲裁委員会 (Arbitration Board) によって解決されることを含意している」⁽⁶²⁾, と。しかし, NCFの役員が所与の争議とともに斡旋者と仲裁者として活動して以降, この活動は継続的な議論の対象となっている。斡旋・仲裁活動の一部は立法化に向けられている。これらの活動は, それと関係する箇所でもう一度取り上げるつもりである。

活動；いかに実行されたのか

NCFの斡旋・仲裁活動は, 調停委員会 (Conciliation Committee) や労使関係部 (Industrial Department, 後に労使関係調停部 Department of Industrial Conciliationへと再度名称変更した) の仲裁局 (Arbitration Board) さらには労働協約部 (Department of Trade Agreement) を含む各種の委員会, 部局 (board), 部門によって行われている。労使関係部の調停委員会は,

NCF会員の(資本家, 労働者, 一般大衆という一注, 伊藤) 3つの階層からそれぞれ3名ずつ選ばれた9名の委員からなり, 斡旋活動(work of mediation)を遂行する目的で1900年12月に組織された。NCFの執行委員会から選出された2人の使用者と2人の賃金労働者からなる仲裁局は, 斡旋による和解が失敗した場合に用意された⁽⁶³⁾。個人としては, マーカス・M・マークス(Marcus M. Marks)が(訳注7), NCFのどの会員よりもストライキの防止と解決により深く関与していた⁽⁶⁴⁾。労協協約部は, 労使関係調停部から派生し, 次にはその活動に労働者の組織化を含めたことから中断という憂き目をみた。この労使関係調停部は, 労使関係仲裁部(Department of Industrial Mediation)に変更され, 主として斡旋と自発的仲裁を提供する法律に関与していた。NCFの斡旋活動は, 現時点では, 主として労働争議を斡旋する国の直轄機関を支援するものとなり, 幹部役員(staff officer)が遂行している。彼らは, 大企業の使用人と労働組合との協議を継続させることに取り組んでいる⁽⁶⁵⁾。

労使関係調停部の活動領域は外見上変化している。同部の活動に関する1907年の声明はストライキ・ロックアウト・労働協約への対処である, とその概要を述べている。1910年のもう1つの声明はもっぱらストライキ・ロックアウト・仲裁への対処と述べ, 一方, 1912年の声明は活動領域をストライキとロックアウトに限定している。1912年の声明は先の声明に加筆して次のように述べている。

「労使関係調停部は, ストライキ・ロックアウト(労働協約*), そして(仲裁**)にもっぱら対処している。同部の業務は, 500以上(約500**)の争議と関係している。そうした争議は, 労使関係上の論争と関連するか, その根底にある問題の考えうるすべての局面を含んでいた。この部門の構成員は, 使用者団体の指導層, 賃金労働者, 一般大衆の代表からなっていた」⁽⁶⁶⁾。

「資本家と労働者の差し迫った紛争に関する情報は, 一方の側もしくは他方の側の会員を介して, 通常は不和が公になる前にNCFの本部に届いている。この初期情報が最も価値がある。それと言うのも, 紛争を調停する最良の時点は, 不和が生じる前だからである」⁽⁶⁷⁾。

「そうするのが可能な時はいつでも, NCFは国の斡旋局(State Boards of Mediation)に協力し, 当該局員の尽力をNCF会員の公平無私なボランティアとしての重みのある影響力で補

(訳注7) マークス(1858~1934)はニューヨーク州スケネクタディ(Schenectady)で生まれ, 1877年に実業界に身を投じた。彼は, ニューヨーク服地製造業者協会(Clothiers' Association of New York)・全国服地製造業者協会(National Association of Clothiers)・ニューヨーク衣類製造業者協会(Clothing Trade Association of New York)の会長を歴任した。言うまでもなく, NCFの調停委員会の委員であったし, 移民部や公益事業国有化委員会の活動も支えていた。以上については, Christopher J. Cyphers, *The National Civic Federation and the Making of a New Liberalism, 1900-1915*, Praeger Publishers, 2002。伊藤健市訳『全国市民連盟の研究』(関西大学出版部, 2016年)を参照のこと。蛇足ながら, 彼はセオドア・ローズヴェルト大統領がノーベル平和賞を受賞し, その賞金で産業平和基金(Industrial Peace Foundation)を設立するとの構想を内輪で支えた。

っている」。

「この部門は、準公益事業体でのストライキとロックアウトを防ぐのを目的とした国の仲裁法の修正を催促している」⁽⁶⁸⁾。

(*) は1907年の声明への追加である。

(* *) は1910年の声明への追加である。

活動の成功事例と失敗事例

上記のことから、労使関係部の業務の大部分は、草創期——1907年以前——になされていたとみていいであろう。なぜなら、同部は1907年以前に「約500事例」を、1910年まででも「約500事例」を、1912年まで広げても「500事例以上」しか処理していないからである。NCFは、同部が1908～09年⁽⁶⁹⁾の間はほとんど何もしていなかったと認めている。また、NCFの調停委員会は、いくつかの重要なストライキの解決に関与していたが⁽⁷⁰⁾、その内の何件かは成功し、それ以外は失敗していたことも認めている⁽⁷¹⁾。また、1912年までに、同部が問題の法的側面を取り上げていたことに注意しなければならない。それと言うのも、同部の経験がある種の法律が適切なものだと考えるようにさせ、あるいはそれまで対象としていた分野での尽力の結果が幾分か失望させるものとおそらく考えさせるようにしたからである。

しかし、短期間とは言え、ストライキを回避・解決した同部の成果は十分満足のいくものであった⁽⁷²⁾。1905年に刊行された同部のこの分野における活動の要約は、ここに再録する価値がある。

「ストライキやロックアウトの回避や解決といった積極的な活動は、執行委員会の面々と各地の産業中心地（industrial center）にまで広げた会員で構成される調停部（Department of Conciliation）によって行われている。労使関係部の尽力が争議の一方の当事者から要求された時には、同部はもう一方の当事者に協議（conference）が受け入れられるかどうかを間接的に確かめる。そうした要求に答える際には、お節介な干渉であるとの疑念をもたれないためにも事前に特別な措置が施される⁽⁷³⁾。もし、協議が合意に至らなければ、調停委員会の活動はそこで中止される。しかし、もし予備交渉が好評なら、同委員会は両当事者の代表を引き合わせる機会を設ける。この機会は、多くの場合、最高の機転と忍耐を求められるプロセスであり、特に係争中の問題が苛立ちの原因となった場合や、両当事者を頑なまでにプライドに固執させた場合にはそうなる。結論に達するまで、昼夜を問わず50回もの委員会と下部委員会の会合と協議を要した事例もあった。調停委員会の労働組合側委員にとっては、組合集会の場で議論する必要や、使用者側委員にとっては使用者団体に説明する必要も複数回あった。いくつかの事例では、争っている代表者たちが協議のためにわざわざNCFの事務所に外向くよう説得されていたが、代表者を1つの部屋で引き合わせるのに、2～3時間要していた」。

「調停委員会が処理した156事例のうち、82件は使用者から、74件は賃金労働者からそれぞれ申請されていた。労使関係部の業務は、多くの場合非常に繊細な性格をもつものであったので、その目的が無効になることから公表できなかつた。かくして、ストライキについて多くの情報を得ている一般大衆が、和解に至った内密の交渉について何も聞いていなかったり、多大の迷惑と計算できない損失を引き起こすストライキの防止に関して同じく知らされていないといったことが生じている」。

「労使関係部は、特にストライキ防止業務にとって適所を得ている。同部は、労働組合、労働者と交渉する目的で結成された使用者団体、製造業者や運輸業者の最大の業界団体と同時に密接に連絡をとっている。こうした関係を介して、同部は揉め事が深刻な事態に陥るはるか前に、どこでそれが起ころうとしているかを知る。深刻な事態に陥る前がストライキを防ぐのに最も効果的な時である。例えば、巨大労働組合のトップが同部に12の州で1万5,000人を雇っている企業との間で争議の前兆があると通告し、組合の委員長が会社役員と会談できなければ、結果としてストライキは間違いなく起きたであろう。こうした初期の警告があれば、同部のメンバーが次の日に当該企業の取締役の一人と会談し、争議を回避する協議を確実なものにする委員会への地均しをする際に何の混乱も生じないのである」。

いくつかの実例

労使関係部が扱った事例を含む全活動の正確で詳細な歴史には一冊の書物が必要である。だが、ここでは同部の活動が全国に及ぶというその範囲と成果に至る結果とそこで用いられた手法の価値を示す事例を複数引用しておけば十分であろう。

「活版印刷工組合 (Typographical Union) とアメリカ新聞発行者協会 (American Newspaper Publishers' Association) との5年契約は、西部にある事務局の重大な誤解のせいで、今にも不和 (rupture) に至る危険性を孕んでいた。この契約は、いくつかの点でモデルとみなされていた。両組織の委員長・会長は、NCFの全国執行委員会のメンバーであったので、当然、差し迫った不和を防ぐために格段の尽力がなされ、それは奏功していた。しかしながら、契約のもとで労働に生じた困難の1つは、争議が仲裁に委ねられた際の裁定人 (umpire) が合意できない点にあった。この点は、後の討議で契約に施された修正で解決した。それは、当事者が合意に至らない事例のすべてで、臨時の仲裁人 (arbitrator) の選考をNCFに委ねるという修正であった」。

「大陸横断鉄道のサンフランシスコ事務所の事務員が、NCFの本部に、ルイジアナ州イベリア (Iberia, La.) での港湾労働者の差し迫ったストライキについて電報で知らせた。国際港湾労働者組合 (International Longshoremen's Association) のデトロイトにある本部から、好運にも委員長がその時サンフランシスコにすることがすぐに折り返えされた。この委員長は鉄道会社の役員と即座に連絡をとり、訪れたいと要望した。以上をやり終え、最初の電報を受け

てから6時間以内に、最終的に苦情の解決へと導いた調査が同組合の委員長によって実施されるまでストライキを延期する命令が出された。

有力鉄道の火夫たちの委員会が労使関係部に対し、ストライキが瀬戸際に達するという難局のなかで同部に取りなしを要請した。鉄道会社の社長は保守的で、労働者と良好な関係を長期にわたって構築してきた成功体験を有していたが、火夫友愛会の全国レベルの幹部とこの鉄道会社社長との何度かの協議は徒労に終わった。2週間に及ぶ活動の後、労使関係部は争議に至ったすべての問題で完全に和解に至った。この事例では、現に火夫たちは2／3の多数をもってストライキに賛成投票していたが、鉄道を利用している一般大衆は難局に直面しているとの噂すら聞かされていなかった」。

「機械工が、南部鉄道会社（Southern Railway Company）の全線でストライキに入った。国際機械工組合（Machinists' International Association）の委員長は、同鉄道会社の社長との会談の場を確保する際にNCFに口利きを依頼した。両者の協議が整い、双方が満足する和解という結果に至った」。

「昨年起こった2～3週間に及ぶニューヨーク＝ニューヘヴン＝ハートフォード鉄道（New York, New Haven, and Hartford Railway）での差し迫ったストライキは、同鉄道の社長が鉄道友愛会（Railway Brotherhoods）の全国レベルの幹部と会うのを拒絶した時には、ほとんど避けがたいと思われた。しかしながら、ストライキは、NCFの会長によって準備された鉄道会社の役員の一人名であるJ・P・モルガン（John P. Morgan）と鉄道車掌同盟（Order of Railway Conductors）会長（Grand Chief）のE・E・クラーク（E. E. Clark）とのモルガン邸での会談で回避された。2時間以上に及んだこの会談で、モルガンは事態を詳細に調べた上で、紛争を和解に持ち込む措置をとった」。

「昨年のニューヨーク建設業協会（New York Building Trades）のロックアウトを和解に導いた予備的活動において、NCFの調停委員会は積極的だが目だたない役割を演じ、最終的には紛争に関与した30の使用者団体と30の労働組合との合同協議会が実現した。この協議会はニューヨークのNCF委員会議長が司会を務め、周知の仲裁裁定（arbitration agreement）の締結という結果をもたらした。それ以降、NCFの委員会が新機械導入に伴う軋轢を削減する際に有効な役割を果たしてきたことは、使用者団体の理事会議長（Chairman of the Board of Governors）や種々の組合の委員長が繰り返し、かつ公然と表明している」。

「ニューヨークの全造船業を一時飲み込んだ、ニューヨーク金属業者協会（New York Metal Trades' Association）に対する海運組合（Marine Trades' Council）のストライキでは、NCFによる協議が設定され、そこで1年間の仲裁裁定が妥結点に達した。この裁定はさらに1年更新された」。

「ニューヨークとその周辺都市の醸造業者協会（Associated Brewers）と醸造工組合（Brewery Workers' Union）との間で、ボイコット、ストライキ、ロックアウトといった事態に陥る可

能性のある非常に激しい争議が生じた。争議の両当事者は、問題を仲裁に委ねることに合意した。醸造業者協会は、問題を労働者を除いた形で裁定することを選び、NCFに仲裁者を準備するよう要請した。仲裁が実行に移され、その裁定は両当事者にとって満足のいくものであり、醸造業者協会にとっては勝利となった」。

「NCFが尽力して行われた協議は、1904年6月に、ニューヨークに不便と困窮をもたらす全トラックの運休という事態に陥りかねない、組織されたトラック運転手 (teamster) のストライキを回避した。国際トラック運転手友愛会 (International Brotherhood of Teamsters) は、短時間労働、より高い賃金、雇用を同友愛会加入者に限ることを要求した。トラック所有者協会 (Truck Owners' Association) は、同友愛会の承認を拒絶した。同協会の事務局長が、ニューヨーク市民連盟の調停委員会議長を事態を再調査する目的で招聘した時には、ストライキは一触即発の状況にあった。事態は困難な要素を含んでいたが、両者差向いで開催された協議で、一年間の賃金、労働時間、労働条件に関する契約に至り、トラック所有者は友愛会加入運転手を差別しないことに同意し、運転手はどんな商品でも差別することなく運ぶことに同意した」。

「調停委員会の斡旋は、多くの市街鉄道の争議でどちらかの当事者から要請されていた」。

「あるストライキがサンフランシスコの全市街鉄道と連携する恐れがあったが、NCFのニューヨーク事務所での鉄道会社所有者と合同市街鉄道従業員組合 (Amalgamated Association of Street Railway Employees) との協議によって回避された。すべての争点は、2つの例外を除いて合意に至り、それらは第三者としてのNCFの副会長との調停に委ねられた。調停委員会が請け合ったニューヨークとニューオリンズの両都市での協議会を通して、ニューオリンズの市街鉄道での差し迫ったストライキは回避され、争議中の両当事者による契約調印が実現した。NCFが請け合った他の協議会は、ジャージーシティ、ニューアーク、トレントン、ピッツバーグ、ニューバーグ、その他の都市での市街鉄道ストライキを回避した。シカゴのユニオン鉄道輸送会社 (Union Traction Company) は、苦情を討議する労働者委員会と会合するのを拒絶した結果、全線の完全運休という事態に直面した。NCFのニューヨーク事務所への申請は、執行委員会のシカゴ在住の委員たちが協議会を開催し、ストライキを回避するという結果をもたらした。両者ともNCFがこの問題を解決することが当然であるとみていた」。

「おそらく、ニューヨークの輸送システムである高架鉄道と地下鉄に適応された以外に調停と協議の価値を示す最適事例はない。1年前に、高架鉄道労働者が組織された際、鉄道会社は所有者を替え、だれも労働者を代表する委員会の話を聞こうとしなかった。NCFが、従業員に鉄道管理者との協議を請け合った時、彼らは1年間待たされたがゆえに苛つき、不安な状況にあった。NCFの介入は、1年契約として結実し、この契約はこの春の満了時に更新された」。

「一方、地下鉄の開業は一連の対処困難な状況を新たにもたらした。だが、幸運なことに、インターボロー (Interborough Company, 正式名称はインターボロー・ラピッド・トランジ

ット〔Interborough Rapid Transit Company, 略称IRT〕) 社社長のオーガスト・ベルモント (August Belmont) と (この事態と関係のあった一注, 伊藤) 3つの労働組合の委員長, マホーン氏, ストーン氏, ウィルソン氏は (訳注8), 全員NCFの執行委員会委員であったという事実が協議と合意に至る道を切り開いた⁽⁷⁴⁾。

以上の要約は, NCFがストライキを回避し, 和解に至らせる点で最高潮に近づきつつあった1905~07年⁽⁷⁵⁾に作成されたものである。この時期は, 使用者が賃金や, もし時間外労働が許されるならば労働時間に関して容易に譲歩でき, 大いなる繁栄がみられ, 物価が上昇した時期であった。それにもかかわらず, こうした記録は貴重な業績の1つとみなしていいだろう。

だが, 上記の要約のいくつかからは, 非常に興味ある洞察と推論が引き出せるし, 他のものはストライキの斡旋と仲裁におけるNCFの活動を説明している。第1に, NCFの成功は繁栄期にみられていたし, 1907~14年は成功事例はほとんどなかった。事実, 非常に少なかったもので, 最初に創設された部門は事実上消滅した。さらなる繁栄期である近年では, 執行評議会の事務局長とNCF会長によってこの活動のほとんどが執り行われている。第2に, NCFの成功は, その会員と関係のある企業や労働組合でみられたものであった。すなわち, 例えばNCF会員の何人かが財務的にかかわっていた事例や, 労組幹部がNCFの会員であった事例である。このこと自体もNCFにとっては賞賛に値することであった。つまり, NCFはその内輪喧嘩とみなされた争議を和解に持ち込んだだけで, そうした争議の折りにはNCFは使用者と労組幹部を家族のごとく集めていた。

しかし, そうした状況は, 重要な意味をもつ株取引上の悪用にとてつもないチャンスを提供する。この国の抜け目ない理財家にとっては, それを好機とみる者もいれば, 何人かがその機会を有効に活用していたと考えるのは当たらずといえども遠からずな想定である。NCFは, その会員に世界を指導する財界人を数多く抱えている——アメリカの使用者団体のなかでこれほど『ウォール街』と緊密に関係している団体はないという点に疑問の余地はない。みてきたように, NCFのこうした活動は内秘裏に行われていたので, わずかな人しか当時このことを知らなかった⁽⁷⁶⁾。事実, NCFの著名な役員の一人はこう語っている。「NCFの最重要な活動ですら大部分は機密事項になっています。西部で発生したストライキに関して, 会長があなた方と関係させたことは絶えず起こっており, いつも同じ結果が得られています。会長は, そこで難題が生じている企業名すら銀行業者に話さないことにあなた方は気づいておられるでしょ

(訳注8) マホーン氏とは, アメリカ合同市街鉄道・電気鉄道従業員組合 (Amalgamated Association of Street and Electric Railway Employees of America) 委員長のウィリアム・D・マホーン (William D. Mahon) のことであり, ストーン氏とは国際機関士友愛会 (International Brotherhood of Locomotive Engineers) 委員長のウォレン・S・ストーン (Warren S. Stone) のことである。ウィルソン氏に関しては残念ながらわからないが, 当時の状況からみて, 火夫 (fireman) の組合関係者であることは確かである。

う。それと言うのも、仲介者としてNCFには常に内密に観察することが求められているからです⁽⁷⁷⁾。株の相場師にとっては、事態がストライキに至ることがチャンスであり、それが知れ渡る前に当該企業の株を「短期」で売り、次には事態を世間に公表し、株価が下落した時点で先に売った分を『買い戻す』だけでなく、それ以上に大量に買い漁った上で、必要な折りにはNCFにストライキ参加者に譲歩してでもストライキの解決を要請し、株取引から収益を納めるのである。NCFは潔白であり、いかなる非難もNCFに向けられることはない。なぜなら、NCFがそうしたいとどれほど思ったとしても、事態をほとんど收拾できないからである。こうした状況は単に産業争議で見受けられる複雑性の1つにすぎない^(*)。

(*) イーズリー氏は、この問題におけるNCFの立場を明確に説明しているが、秘匿性のゆえに(株価操作の一注、伊藤)チャンスの存在は否定していない。氏の説明は、労使関係のある側面を浮かび上がらせるのに大きく貢献している。氏はこう語っている。「そうした論評は、NCFが新たに見出したこと、つまり、部外者に仲介の労をとるよう依頼したのを使用者と労働組合員の双方が知られたくないことに基づいている。事実、当事者のどちらかに相手方がNCFに接近してきていると知らせるのが不得策な点をNCFはすぐに察知した。それと言うのも、弱い立場にいる側だけが支援を求めるのが実際のところであり、そうした申し出は相手方からは弱さの兆候とみなされるからである。声明の……もう1つの理由は、ストライキを和解に持ち込み、新聞で公表されないようにするのは、それを誇大に宣伝されないようにするためである。しかし、両当事者がこうした一切切を宣伝目的でやっている点をNCFはすぐに察知した」⁽⁷⁸⁾。

労働協約；推進とそのための協議

NCFは、「モデル」労働協約を推奨し、これに関する協議会を開催し、現在は活動を停止している労働協約部を設置した。称賛された労働協約のなかには、ストーブ鋳造業者国防会議(Stove Founders' National Defense Association)と鋳型工労働組合(Iron Molders' Union)との協約や⁽⁷⁹⁾、アメリカ新聞発行者協会(American Newspaper Publishers' Association)と国際活版・印刷工組合(International Typographical Union)ならびに他組合との協約がある⁽⁸⁰⁾。NCFは、次のような業界の労働協約を閲覧していた。つまり、五大湖周辺の炭鉱業、鉄鋼業、市街鉄道、紡績工場(cotton mills)⁽⁸¹⁾、製靴業(shoe industry)⁽⁸²⁾、石版印刷業⁽⁸³⁾、建設業⁽⁸⁴⁾、醸造業、ガラス工業、繊維産業、衣服製造業、音楽家と俳優、印刷業、海運業、巨大鉄道業である⁽⁸⁵⁾。例えば、1919年にNCFは、『理想的な労働協約(An Ideal Collective Contract)』を公開し、労組幹部が「契約の不可侵権(invulnerability of contracts)」を信頼するよう主張している⁽⁸⁶⁾。NCFの年に2回開催される年次総会は、労働協約に関する協議に当てられた。労働協約部が設置されたのは1907年5月の協議会であった。1908年に、同部の議長であったジョン・ミッチェル(John Mitchel)は、その全時間を同部に捧げることに同意していた⁽⁸⁷⁾。しかし、当時は不況であり、彼の所属組合である統一炭鉱労働組合(United Mine Workers)内での彼

を巡る動揺が、最終的にはNCFでの役職を犠牲にして組合に留まるかどうかの選択を迫った(訳注9)。同部は廃止された。それと言うのも、「実質上、すべての団体交渉はストライキの結果として生じ、ただ組織労働者だけが労働協約を締結できる点がわかったからである。ストライキを行ったり労働者を組織したりするのは、NCFのやるべき仕事ではなかった。それは、組合自体がやらねばならないことであった」⁽⁸⁸⁾。労働協約部の活動は、労使関係調停部のそれと非常に似通っており、次の疑問が示すように、両部の活動は明確に区別できなかった。「労働協約を推進する部門の結成は、それを主題とした1904年5月7日開催のニューヨーク協議会後のことであった。参加したのは、使用者、個人、そして石炭・鉄鋼・輸送といった主要産業を含む70業界を代表する人々と、全国規模か地方規模の労働組織を代表する従業員であった。かくして、この会合は何億ドルもの資本と250万人以上の賃金労働者を代表していた……」。

「労働協約部による労働協約の推進は2つの事例で示されている。アメリカの石版印刷業に投下された資本と、そこで雇用されている労働者の95%を有する組織は、仲裁合意(arbitration agreement)を求める使用者の要求で行き詰まっていた。従業員は、提案された合意を、いかなる問題に対してもストライキができる権利の放棄と同じものとみなし、さらに新たな要求をいくつか提示した。石版印刷業界の使用者団体役員からの要請を受けた労働協約部の部員の活動のもと、1904年4月(原文のまま)には全国規模の労働協約調印を結果としてもたらし、6週間に及ぶロックアウトを終わらせ、仲裁に向けた条項と裁定の承諾を得る方法を含む交渉が始まった。労使双方の代表による何度かの協議は、肉体的な疲労が極限に達するまで続き、その協議の内の1つ——当時労働協約部のメンバーが委員長を勤めていた——は、実に8日間にも及んでいた」。

「労働協約部が1904年の夏と秋に開催した協議会は、ニューヨークの劇場経営者と、メトロポリタン・グランドオペラハウス(Metropolitan Grand Opera House)から地方の「一夜興業」劇場に至るまで、この国のあらゆる劇場と関係していた音楽家と劇場俳優の労働組合との争議を回避した。それは労働協約の締結に至り、コンリード氏・サヴィジ氏・アーランガー氏・ハイマン氏(Conried, Savage, Erlanger, Hayman)といった著名な舞台監督がこうした商売のやり方(business methods)を一般向けの演芸や大衆娯楽の製作にも適用するのを熱心に擁護した(訳注10)。一方、劇場経営者と組織化された音楽家と舞台労働者は、(協約締結という一注、伊藤)結果に満足感を表明していた」⁽⁸⁹⁾。

上述のことから、NCFはAFLと相補関係にあると結論づけてはならない。なぜなら、仲裁

(訳注9) ミッチェルは、NCFではサミュエル・ゴンパーズとともにその創設当初より副会長を務めていた。詳しくは、伊藤健市「全国市民連盟指導層の変遷——全国市民連盟関係資料(1)——」(『大阪産業大学論集(社会科学編)』第78号、1990年)と「全国市民連盟の組織構造」(『大阪産業大学論集(社会科学編)』第84号、1991年)を参照のこと。

(訳注10) これら4人のうち、アーランガー氏とはアブラハム・アーランガー(Abraham Erlanger)、ハイマン氏とはアル・ハイマン(Al Hayman)のことと思われるが、残念ながら残りの2人のことはわからない。

に入った争議では、例えば、NCFはニューヨーク市の活版印刷業者 (New York City Typothetae) と地方の活版・印刷工組合 (Typographical Union) との間の争議⁽⁹⁰⁾ のように「オープン・ショッパ」に賛成する一般通則に沿って裁定していたからである。NCFはまた、建設業における労働契約 (labor contracts) にみられる排他的な特徴も非難している。それは、同業界の全労働者を組合に加入させる手段となり、全使用者を使用者団体に加入させる手段となっている⁽⁹¹⁾。一方で、NCFはニューヨーク市の裁縫業労働者の連合体 (combination) を好意的にはみていなかった⁽⁹²⁾。もちろん、これら2つの事例にはそれぞれ異なる環境条件があった。

斡旋を目的とする立法活動

ストライキを直接回避する試みから、NCFは後には労働争議の折りに斡旋と仲裁を提供する法律の制定に目を転じた。NCFには、そのような法律を成文化する部門として労使関係斡旋部⁽⁹³⁾があった。NCFのある委員会は、州際鉄道における労働争議に関するニューランズ土地改良法 (Newlands Reclamation Act) の制定を実現させた⁽⁹⁴⁾ (訳注11)。「モデルとなる国家斡旋法が立案された。その目的は産業における争議に平和的な解決をもたらすことにあり、その条項の多くは連邦ニューランズ法 (federal Newlands law) と似ている」⁽⁹⁵⁾。しかし、1916年のニューランズ法の失敗は、NCFを些か落胆させた。それと言うのも、労使関係斡旋部の活動が中止されたからである。NCFは非公式的には依然として労働争議の強制的な仲裁と調査に反対している。おそらく、「初期の頃に、ロウ氏以下のNCF幹部は強制的な仲裁か調査のどちらかに反対していた。この点は、ロウ氏の後任であるV・エヴェリット・メーシー氏 (V. Everit Macy) の個人的な見解でもある」⁽⁹⁶⁾ (訳注12)。NCFは、1912年の年次総会において、連邦労使関係委員会 (Federal Commission on Industrial Relations) の創設を支持した⁽⁹⁷⁾。第一次世界戦時中、NCF幹部の多くは労働問題を処理する戦時委員会や戦時部局の委員会委員に任命された⁽⁹⁸⁾。1918年、連邦労使関係委員会は2つの委員会を任命した。1つは、ヨーロッパにおける労使関係を調査するもの、もう1つは同じような研究をアメリカで行うものであった。調査は、特に労働者と政府諸機関との関係に向けられた。研究・報告の対象となった問題には、住宅、労働と世論、職場代表 (shop-steward) の活動、産業の民主化、イギリスの

(訳注11) ニューランズ土地改良法 (Newlands Reclamation Act, 1902) は、アメリカ西部20州にある乾燥した土地を灌漑しようとする農民への融資を目的とした、ネバダ州選出のフランシス・G・ニューランズ (Francis G. Newlands) 上院議員が提出した連邦法である。ただし、本文で失敗とあるように、連邦所有の土地を売却して賄われた農民向け融資の多くは返済されなかった。

(訳注12) V・エヴェリット・メーシー氏は、スタンダード・オイル社社員の父 (Josiah Macy, Jr.) をもち、コロンビア大学で建築学を修めたものの、それを実業とはしなかった。彼は、コロンビア大学のティーチャーズ・カレッジ (Teachers Collage) の理事・学長などを歴任した。(脚注4) で触れたように、彼はNCFの第4代会長を務めた。

混沌とした労働政策、イギリスの労働組合にみられる三者同盟があった⁽⁹⁹⁾。

その他の立法活動

NCFは、労働者災害補償法、移民法、最低賃金法の制定や、シャーマン反トラスト法の改訂、「反ボルシェヴィキ」法にも関心をもっており⁽¹⁰⁰⁾、児童労働、婦人の労働時間短縮、鉱山・工場での災害防止、工場視察、労働者災害補償、囚人労働、州・政府・自治体等公務員の年金、訴訟手続きの刷新、労働争議における斡旋、といった問題に関する統一州法の制定に関心を寄せていた⁽¹⁰¹⁾。こうした法案を考え、勧告を行い、多くの場合立法に至るモデル法案を立案するために、NCFは部門、委員会、委託委員会(commissions)を組織した。移民部(Immigration Department)は、移民に関する事実調査を目的に設置され、ニューヨーク州では移民を詐欺から守るいくつかの法律を制定し、議会内での移民委員会(Commission on Immigration)の権威を支えていた⁽¹⁰²⁾。最低賃金委員会(Minimum Wage Commission)は、アメリカの最低賃金法を調査し、それに関する報告書を刊行し、そのなかで現行法がどう機能しているのかをチェックするよう勧告している⁽¹⁰³⁾。訴訟手続き刷新部(Department on Reform in Legal Procedure)は、訴訟費用を引き下げ、訴訟手続きの遅延防止を目的とする州法と連邦法を請願した⁽¹⁰⁴⁾。公務員年金委員会(Committee on Pensions for Public Employee)は、「その目的として連邦の職階制度、州と自治体の公務員の退職年金に最適な法律の制定」を掲げていた⁽¹⁰⁵⁾。同委員会は、この目的に役立つ「モデル」年金法案を立案した⁽¹⁰⁶⁾。州協議会(State Council)は、31の州で「州際的な性格をもつ問題に関する統一州法を促し、意見の対立が現在あるところでは、州と連邦の法律の調整に向けて活動し、明らかに公共の福祉に叶う州際問題に関する連邦法を制定するために」⁽¹⁰⁷⁾組織された。同協議会は、統一法問題を討議するために、NCFによって開催された協議会と種々の州で開催された一連の会合の成果であった⁽¹⁰⁸⁾。これら協議会は、今日では休眠状態にあるか、なくなっている。インダストリアル保険委員会(Industrial Insurance Committee)(訳注13)は、同保険関連問題を取り上げ、連邦統一法に向けて活動するよう企図されていたが⁽¹⁰⁹⁾、その活動は他部門へ移管されたようである。NCFは、政治改革にも関心をもっていた。NCFは、予備選挙法、投票の刷新(ballot reform)、不正行為に関する協議会を開催したが、これらの問題に対処するモデル法案は起草していない⁽¹¹⁰⁾。

労働者災害補償

立法化問題におけるNCFの最大の奮闘は、労働者災害補償と事故防止について研究・討議

(訳注13) インダストリアル保険は、簡易・小口の生命・医療保険で、産業労働者向けに販売されたことから industrial と称されている。世界で初めてこれを販売したのは、1852年創立の British Industry Life Assurance Co. であり、1854年には Prudential Mutual Assurance Investment & Loan Association が参入した。

すること、モデル法案を立案すること、立法府での法制定に至らしめること、に向けられた。第10～14回の各年次総会において、そしてそれ以外の最近の会合でも、その一部もしくはすべての時間がこうした問題のいくつかの局面もしくはすべての局面の論議に当てられた⁽¹¹¹⁾。当初、NCFには、「労災補償を目指す統一規定を獲得するとの見地から、使用者責任に関する連邦法の改正の必要性を調査する目的と、すべての商業・産業企業での事故を防ぐ手段を究明するのを目的とする」、労災事故防止委員会 (Committee on Industrial Accidents and their Prevention) があった。その結果、事故を防ぐ非常に多くの方法と手段が、一般大衆に講演、刊行物、注目に値する基準に関する展示物といった貴重な証拠を介して提供された⁽¹¹²⁾。この活動に関して、NCFには少なくとも2つの部門があった。労災補償部 (Department on Compensation) もしくは労働者災害補償部 (Department on Workmen's Compensation) と年金部 (Department on Pensions) である⁽¹¹³⁾。NCFとAFLの合同委員会 (joint committee) は、労働者災害補償法の調査を広範に実施し、それに基づく報告書——『労働者災害補償 (Workmen's Compensation)』を刊行した。これは、上院文書 (Senate Document) として刊行されている (No.419, 第63回議会)。調査で得られた事実をもとに、NCFは新たな「モデル」労働者災害補償法を立案した⁽¹¹⁴⁾。NCFの労働者災害補償部は、それまでに「モデル」法案を起草していたが、それがもつ強制的な特徴に対してニューヨークの上訴裁判所 (Court of Appeals) から違憲との判決が出された。NCFは、1911年に33の州の立法府にこの旧「モデル」法案を提示した⁽¹¹⁵⁾。『強制補償 (Compulsory Compensation)』を議論し、『選択制 (Elective Plan)』、『連邦保険』、提案された『連邦税』に反対し、『警察力』を取り扱うべくNCFの立法委員会 (Legal Committee) のメンバーによって用意された準備書面は、使用者責任と労働者災害補償に関する議会委員会の公聴会に提示され、NCFの教宣活動で広く活用されている⁽¹¹⁶⁾。立法委員会は、強制的な労災補償として、NCFの「モデル」法案の諸原則を採用していると言われている⁽¹¹⁷⁾。公開と非公開の協議会が開催された後、NCFは強制法に対する憲法上の障害を克服する方法が見出されるまでの臨時的な方便として、「モデル」選択性補償法案を起草した⁽¹¹⁸⁾。しかしながら、労働者災害補償部は問題を処理し、1915年には「適切な強制補償法に求められる主な条項の覚え書き」を41州の立法府に勧告した。そして「カールソン (Carlson) 知事の要請で2人の専門家をコロラド州へ派遣し、包括的な法を立案し、その制定を支援した」⁽¹¹⁹⁾ (訳注14)。

事故防止

しかし、事故防止が労災補償よりも優れているのを理解するや、NCFは統一州法として「モデル安全法」を擁護することで事故を防止しようとしたし⁽¹²⁰⁾、本当の事故原因を知るには、「州

(訳注14) ジョージ・アルフレッド・カールソン (George Alfred Carlson) は、1915～17年にコロラド州知事を務めた。

当局と連邦管轄部（Federal Departments）に対し、専門家が労災報告用に準備した標準様式（blank）を使用者と責任保険会社が用いるよう強制する⁽¹²¹⁾ ことが必要で、こうすることで事故原因を取り除くことができるとした。

斡旋・仲裁活動が、NCFを立法の領域に導くにつれ、NCFは福利厚生にも関心をもつようになった。そして、NCFの使用者福利厚生部（Employers' Welfare Department）からは労働者災害補償法や賃労働者の年金⁽¹²²⁾、さらには疑いなく他の立法を求める活動が生まれた。立法化は、第2のもしくは困難な事案ではおそらく最後の手段とみられている。それにもかかわらず、NCFは、福利厚生に関しては法に頼ることなく多くを実現した。この分野でのNCFの活動に目を転じよう。

福利厚生

NCFの福利厚生に関する活動は、使用者福利厚生部、女性福利厚生部（Women's Welfare Department）、社会保険部（Social Insurance Department）、賃労働者年金部（Wage Earners' Pension Department）によって進められた。「福利厚生は、NCFによって、従業員の労働条件と生活状態を改善するための使用者の自発的な取り組みと定義されている」⁽¹²³⁾。福利厚生を推進する際にNCFは、「従業員の福祉にとって最も基本的なことは、安定した仕事、公正な賃金、適正な労働時間」⁽¹²⁴⁾と使用者は明確に理解しているものと想定したが、使用者はさらなる責務を負っている。なぜなら、NCFはより高い給与と同義語として福利厚生を実施するのではなく、社会正義（social justice）の問題として実施しようとしていたからであり、それとともに労働者は最短の労働時間と最高の給与支払いを自身の手にする⁽¹²⁵⁾。「時代の精神は、使用者に対し、従業員の快適さ、健康、安全、福祉に対する適切な配慮を含む責務を負わせている」⁽¹²⁶⁾。

以下の5つの一般的な項目が福利厚生に含まれる。

「衛生的な職場：清潔な飲料水供給システム、高温職場での冷房も含む換気装置、粉塵排出・有毒ガス除去装置、職場の照明、労災を防ぐ安全施設、温水と冷水が出てタオルと石鹸が用意された洗面所、鋳型工や勤務中の消防士向けのシャワー付きバスと乾燥室、救急病院、ロッカールーム、婦人用腰掛け、男性の作業ズボンや女性制服用の洗濯機、女性用エレベータの使用、食堂」。

「レクリエーション：ダンスパーティー、コンサート、観劇、ピリアード、プールもしくはボーリングのできる娯楽室、体育館、運動場、屋上庭園、従業員の休暇と夏期の小旅行、休息室もしくは列車乗務員の休憩施設」。

「教育施策：徒弟向け講習会、料理・洋裁・婦人用服飾品の製作授業、けが人の応急処置、技能教習用の夜学、幼稚園、図書館」。

「住宅：従業員用の賃貸・販売住宅、寄宿舎」。

「将来に備える基金：これには労災保険だけでなく、非常時のための預金と貸付金といった使用者の施策が含まれる」⁽¹²⁷⁾。

使用者福利厚生部が1904年3月16日開催の福利厚生に関する協議会において創設された頃は、民間企業の使用者のみで構成されていた⁽¹²⁸⁾。それ以降、公企業の使用者であるという理由で公務員が参加している⁽¹²⁹⁾。同部の目的は、一般大衆に福利厚生がもつ意味とその価値を教えることと、福利厚生にかかわっていない使用者の正常の責務はそうしたことにありと知らしめることから⁽¹³⁰⁾、その活動が進展するにつれて「あらゆる産業の従業員が働き、生活している諸条件の改善に使用者が関心を持ち、特別な配慮をするようすべてを捧げる」⁽¹³¹⁾というように、変化した。「活用された方法は教育的で、従業員のために福利厚生を成功裏に導入した使用者の模範となる事例を取り上げることでその価値を証明する取り組みに向けられた」⁽¹³²⁾。多くの企業の福利厚生を要約したり、あるいは他の使用者が福利厚生を設置できるよう紹介する。同部のモットーは模倣である⁽¹³³⁾。

福利厚生部

福利厚生部 (Welfare Department) は、多彩な方法を用いて使用者の目を福利厚生に向けようとした。それには次のような方法があった。「(1) 50業種に及ぶ産業の使用者に情報提供と質問用の手紙を送付すること、(2) 福利厚生をテーマとする年次総会で、業種ごとのプログラム作成について使用者団体の同意を取りつけること、(3) 業界紙に対し、定期刊行物が網羅する産業の福利厚生に関するイラスト入りの記事を収集し、それを刊行するよう依頼すること」⁽¹³⁴⁾である。さらに、NCFの年次総会の折りと全国各地で福利厚生を設置している使用者と福利厚生管理者 (welfare managers) の協議会を開催した⁽¹³⁵⁾ (訳注15)。福利厚生部は、特に民間企業の使用者に対し、福利厚生とそれに類する工夫に関するイラスト入りの文献を刊行し、広範に配布した⁽¹³⁶⁾。福利厚生のもつ種々の側面に関して、多くの都市で行われる講演はもとより、幻灯機を活用した講習も数多く実施した⁽¹³⁷⁾。NCFの事務所に情報交換局 (bureau of exchange) を設け、使用者はそこで異業種における改善 (betterment) (訳注16) に関する出版物・図解・写真を入手できた⁽¹³⁸⁾。使用者の要求に応じて福利厚生管理者を派遣した⁽¹³⁹⁾。福利厚生部の専門家たちは、新規に福利厚生を導入しようとしている使用者の工場の条件に最適な企画案を作成し⁽¹⁴⁰⁾、建設中の工場や事務所に福利厚生に類する工夫が設置されるよう、

(訳注15) 福利厚生管理者は、福利厚生担当者 (welfare secretary) とも呼ばれていた。この点と両者の職務に関しては以下を参照のこと。伊藤健市『『福利制度担当者』の職務について』(『大阪産業大学産業研究所所報』第7号, 1984年), 同『アメリカ企業福祉論』(ミネルヴァ書房, 1990年)の第7章, Sanford M. Jacoby, *Employing Bureaucracy: Managers, Unions, and the Transformation of Work in American Industry, 1900-1945*, Columbia University Press, 1985. 荒又重雄・木下順・平尾武久・森泉訳『雇用官僚制—アメリカ内部労働市場と“良い仕事”の生成史—』(北海道大学図書刊行会, 1989年)。

(訳注16) 福利厚生はかつては産業改善 (industrial betterment) とも称されていた。この点に関しては、伊藤健市『『産業改善』について(1)・(2)』(『大阪産業大学論集(社会科学編)』第70・72号, 1988年)を参照のこと。

手順と工夫に関するイラスト入りの文献を設計者や技術者に送付した⁽¹⁴¹⁾。ニューヨーク市のメトロポリタン・タワー（Metropolitan Tower）の35階全部が、短期間ではあったが福利厚生に関するメダル・写真・スライド・映画・文献の常設展示場となっていた⁽¹⁴²⁾。福利厚生部は、福利厚生に関する多くの刊行物を発行した⁽¹⁴³⁾。私企業の使用者や商業組合（business association）は、専門的な福祉委員会（welfare committee）を⁽¹⁴⁴⁾、連邦・州・地方自治体は公的な福祉委員会をもつべきだと主張した⁽¹⁴⁵⁾。ニューヨーク大学で福利厚生に関する講座を開設し、そこでは数多くの講義も行われ、多数の講師が関係した⁽¹⁴⁶⁾。『工場用洗面室設備向けの基準（Standards for Factory Wash Room Facilities）』も刊行した⁽¹⁴⁷⁾。多くの産業で調査を実施した⁽¹⁴⁸⁾。こうした調査のなかには、福利厚生をより詳細に説明する目的で実施されたものもあった。

福利厚生部は、私企業と公企業の従業員の労働条件と生活状態の調査も実施した⁽¹⁴⁹⁾。南部の綿工場における福利厚生と児童労働を調査し、労働条件、労働者の住宅、児童教育、レクリエーションに関しては好意的に報告したが、労働時間は長すぎるし、あまりにも多くの児童が工場で働いているし、南部の児童労働に対する批判は、すべてが真実でないとしても、あまりにも誇張され過ぎているとも報告した。同部は、工場経営者は福利厚生を通して、児童労働にとって大いに裨益するものを実際に実施しており、*NCF Review*誌上の要約を引用すれば、「工場経営者は、南部の無学な白人に食と住とを提供し、職業訓練を施すのに加えて、福利厚生を介して市民的行動の規範水準を着実に引き上げているとの信頼が寄せられた」⁽¹⁵⁰⁾。

同じように、福利厚生部はニューヨーク呉服小売業協会（New York Retail Dry Goods Association）の要請と費用負担で、ニューヨーク市の百貨店を調査した⁽¹⁵¹⁾。専任の調査員が派遣され、福利厚生をかなりの程度提供している店舗とほとんど提供していない別の店舗との比較研究を行った。調査は、19企業の22店舗を網羅していた。各企業は、自社の労働条件に対する批判的な報告書と対象全店舗に関する報告書を受け取った。2つの調査が行われた。1つは1911年1月から翌年1月にかけて実施されたもので、もう1つは企業が勧められた福利厚生を多くを設置した後に最初の調査を最新のものにする目的で1913年に実施された⁽¹⁵²⁾。福利厚生部の調査報告書は、1913年7月に*NCF Review*誌の特集号として刊行された。百貨店側は、その調査に一切探偵などは雇っておらず、何ら秘法を講じてはいなかった⁽¹⁵³⁾。長所と短所が見出され、いくつか優れた長所も明らかにされた⁽¹⁵⁴⁾。この報告書は、百貨店が「低賃金が卑劣なやり方ではあったとしても増えるだろうという見込みのもと、低賃金支払いを経営方針としている」⁽¹⁵⁵⁾との声明を真実ではないとして痛烈に扱き下ろしてもいた。消費者連盟（Consumers' League）（訳注17）と『サーヴェイ（Survey）』誌による先の報告書への批判に対し、NCFは精力的に反論した⁽¹⁵⁶⁾。最終的に、福利厚生部は政府の一流の統計学者の一人にその報

（訳注17）消費者連盟は1891年に創設された。

告書とそこでの結論と方法、公表されたデータからの推論を手渡し、彼は報告書が全体として科学的に構成されているとの判断を下した⁽¹⁵⁷⁾。同部は、1905年にニューヨーク、シカゴ、カンザスシティー、サンフランシスコ、サクラメントの商社 (mercantile house) で福利厚生部の調査を実施したが、その折りの対象店舗は福利厚生で最先端をいく店舗のなかから選ばれていた⁽¹⁵⁸⁾。

公企業の雇用において、福利厚生部は福利厚生設置を急ぐ必要があることを見出した。同部は、ニューヨーク市警の労働条件を調査・改善した。調査は、工場やオフィスビル、ブルックリン海軍工廠 (Brooklyn Navy Yard)、パナマ運河の連邦政府職員についても実施された⁽¹⁵⁹⁾。パナマ運河地帯にあつては、調査者たちは緊急の改善を要する多くの労働条件を見出した。住宅、食料品、社会生活、労働者の雇用に影響する規制が調査対象の要点であった。アメリカ人は、この地に着任後、労働条件改善に向けて多くを行ってきたが、大きな改善は調査と報告書の完結後に実施された⁽¹⁶⁰⁾。地方自治体では、ニューヨーク市内の病院の調査が耐え難い労働条件を明らかにした——「こうした労働条件は、私企業の使用者なら黙認できないであろう」⁽¹⁶¹⁾。

以上の調査と報告書は、多くの人々が真逆の印象をもつ問題を公表した。児童労働という南部の悪弊はそこで行われていた (福利厚生といった一注、伊藤) 善行よりも酷いし、百貨店の低賃金は悪徳の一因になっているし、パナマ運河の労働条件は普通の建築現場の飯場よりも遥かに良い場所と考えられている。NCFは、その調査と報告書によって、こうした問題に関する多くの間違っただけの印象を是正したことは間違いない。その報告書のどれもが、十把一絡げの弾効もしくは承認ではなく、労働条件を変え、誤解を晴らすために行われた。福利厚生部にいくつかある委員会の内、3つが後に「部」に昇格した。それらは、賃労働者労災保険委員会 (committee on wage-earners' insurance)⁽¹⁶²⁾、年金委員会 (committee on pensions)、婦人委員会 (women's committee) である。新たに部に昇格した部門の活動は委員会であった時とほぼ同じである。その目的と活動の概略を簡単に記しておこう。

賃労働者労災保険委員会の目的は、「使用者の自発的救済組織 (voluntary relief association) の推奨、使用者の疾病や事故、年金と死亡給付共済会を網羅する統一法の必要性の調査」⁽¹⁶³⁾ にあつた。部としては、「使用者に対し、営利企業 (commercial enterprise) の老齢従業員年金はもとより、疾病・死亡給付を含む自発的な救済組織を始めること」⁽¹⁶⁴⁾ を推奨した。後にその名称は Wage-Earners' Insurance Department から社会保険部 (Social Insurance Department) に変更された。同部のある委員会は、イギリスの国民健康保険法 (National Health Insurance Act) を研究し⁽¹⁶⁵⁾、アメリカはイギリス法がどう実施されるかを見守り、その試用期間が経過するまで待つべきだと勧告した。さらに、アメリカにはイギリスが克服する必要のなかった多くの障害もあると述べている⁽¹⁶⁶⁾。近年、同部は強制的な疾病保険に反対し、同保険の擁護者を教宣活動のなかで、申し立てられた改竄で攻撃している。同部は、諸外国の

社会保険について2度目の調査を実施し、総じてそれらに反対する報告を行った。しかしながら、同部は、疾病保険——疾病・その原因・その防止・賃金損失・配転・治療・介護をその範囲とする——の研究のために、特別州協議会（special state commission）を選出すべきことも勧告した⁽¹⁶⁷⁾。

年金部（Department of Pension）は、公務員（civic service）と私企業従業員の年金問題を扱っている。そして、『年金問題（The Problem of Pension）』というパンフレットを刊行していた。このパンフレットは、アメリカとカナダの連邦、州、地方自治体の年金と企業年金を議論していた⁽¹⁶⁸⁾。

婦人部

かつて婦人福利厚生部（Women's welfare Department）と称されていた婦人部（Women's Department）は、福利厚生部と非常に似通った存在である。主な相違点はその構成員にある。福利厚生部が公企業もしくは私企業の利用者のみで構成されていたのに対し、「婦人福利厚生部の部員はそのほとんどが自身が株主であるか、もしくは家族所有を介して産業組織（鉄道、工場 [mills, factories]）、鉱山、商店、その他の職場を含む）に金銭的関心があるか、それゆえ自身の所得を得る企業の労働者の福祉に関心をもつ婦人で占められていた。また、影響力のある部員には、NCFの役員の方夫人もいた」⁽¹⁶⁹⁾。福利厚生部と同様、婦人部も調査を実施し、福利厚生に関する協議会や公開討論会を開催し、会報（bulletins）を配布し、種々の企業に福利厚生を設置した⁽¹⁷⁰⁾。婦人部に現在あるもしくは過去にあったいくつかの委員会と下部委員会のリストは、簡単ではあるが婦人部の活動について多くを教えてくれる。

婦人部内に特定の役割をもって組織された委員会、下部委員会、そしてそれと類似のグループのなかには以下のようなものがある。産業経済委員会（committee on industrial economics）は、労働時間や賃金の問題、さらには最低賃金法といった法案と立法問題といった、婦人と児童に関係した問題に関心を払っていた⁽¹⁷¹⁾。産業従業員委員会（committee on industrial employees）は、たばこ工場、衣服業界、消防士、公営輸送業、トラック運転手、印刷工、娯楽業に関する下部委員会があり、労働条件を調査し、以上の職業における悪しき労働条件の改善方法を勧告した⁽¹⁷²⁾。政府職員委員会（committee on government employees）には、郵便局員、海軍工廠、新造ビル、市立病院、州立病院に関する下部委員会があり、政府・連邦・州・地方自治体職員の福利厚生拡充に向けて活動した⁽¹⁷³⁾。かつては、上・下院議員の方夫人と、故郷や出身州で福利厚生推進キャンペーンを行っている婦人で構成される議会部会（congressional section）があったが⁽¹⁷⁴⁾、それはまもなく休眠状態に陥った⁽¹⁷⁵⁾。また、地方の問題を研究する田園生活委員会（country-life committee）、休暇の出費用に貯蓄を奨励する休暇委員会（vacation committee）、教員の労働条件⁽¹⁷⁶⁾を改善しようとする学校委員会（school committee）⁽¹⁷⁷⁾、そして、その数は絶えず変化しているものの州部会もしくは地域部会のもと

には、それ以外に各種委員会や下部委員会があった。なかでも、ニューヨーク・ニュージャージー部会 (New York New Jersey Section) の活動は活発だった。

1918年に、婦人部には以下の8部会があった。すなわち、公職 (Public Employment)、住宅 (Housing)、食糧生産と保管 (Food Production and Conservation)、市民としての責務 (Responsibilities of Citizenship)、公衆衛生 (Public Health)、刑務所改革 (Prison Reform)、工場福利厚生 (Shop and Factory Welfare)、法の制定 (Legislation) である。婦人部の休暇委員会は、Vacation Association, Incorporatedに名称変更し、働く婦人が休暇を快適に過ごせる寄宿舎 (boarding house) の所在を明らかにする目的で調査を実施した。さらに、この広範な調査の後、ほとんどの使用者が婦人従業員に有給休暇を付与していないという「びっくり仰天するような事実」を見出した。婦人部は、宿泊所 (lodging house) やクラブ室を設置した⁽¹⁷⁸⁾。

1920年、婦人部は、公立学校制度の欠陥——教員の低賃金、短い任期、標準化された教育の欠如——を検討した⁽¹⁷⁹⁾。

婦人部は委員会や部会などを介して、工場の労働条件、州の制度、刑務所と拘置所を調査し、会報を配布し、工場町 (factory town) に訪問看護婦を供給し、工場町のなかの工場で働いている母親とそうでない母親とを比較した乳児死亡率を調査し、無駄な贈り物防止協会 (Society for the Prevention of Useless Giving) を支援し (訳注18)、働く少女の間でこの活動を広げようとした⁽¹⁸⁰⁾。ニューヨーク・ニュージャージー部会は、ニューヨーク市とその近郊の水銀公害を調査し、報告書を出した⁽¹⁸¹⁾。この部会は、ニューヨーク市の衣服製造業を調査し、工場内で良好な状態にある福利厚生事例を複数見出したが、貸借工場と安アパートが嘆かわしい状態にあるのも確認した⁽¹⁸²⁾。最近の婦人部の活動内容は次のように要約されている。

「アメリカの失業者向けの救済活動と、ヨーロッパの大戦で負傷した兵士の救済、貯蓄基金とレクリエーション資源の奨励、名誉議長エレン・ウィルソン (Ellen Wilson, ウッドロー・ウィルソン前大統領夫人) の遺言であるワシントンの裏通りにある安アパートの廃棄に向けた法律の制定、工場従業員と政府職員の労働条件改善、刑務所改革と農村改善に向けた取り組みとといったことが婦人部の活動事例である」⁽¹⁸³⁾。

1920年の後半、住宅委員会は国の住宅問題に対処する1つの計画を立案した。この計画は、ある種の強みを具体化しようとするものであった。すなわち、「総じて実用的で、階級的偏見がなく、性格的には非社会主義であり、経済的に実現可能で、都市部と郊外の要求と合致し、個人投資家あるいは機関投資家や銀行といった重要な利害関係者に興味を懐かせるもので、連邦政府に負担をかけないもので」、どこかの州政府にも負担をかけないものであった。この計画の顕著な特徴は、公債発行の政府保証という提案にあった。それは、1920年のカミンズ連邦

(訳注18) 無駄な贈り物防止協会は、1912年にはセオドア・ローズヴェルト (Theodore Roosevelt) が会長に就任していた。

鉄道法（Cummins' Federal Railroad Act）（訳注19）で具体化されたものと幾分類似した計画であった⁽¹⁸⁴⁾。

教宣活動

NCFは、その教宣活動において全国製造業者協会（National Association of Manufacturers, NAM）などの使用者団体とさほど大差はなかった（訳注20）。その方法は、細かい点は別として、基本的には同じであった。NCFとNAMの組合主義に対する姿勢の相違は、おそらく両団体固有の発展過程を説明してくれる。したがって、全分野を詳細に取り上げるよりも、NCFの教宣活動がもつ他の使用者団体にない特徴をここでは強調しておく。

NCFの教宣活動の研究は、以下のような項目のもとで行える。つまり、会員向けの運動、討議、調査、刊行物、講演や展示物、移民部、産業経済部、革命運動の研究、社会主義への攻撃、組合の擁護である。

当初、NCFは、組織化を推進する部門を介して、会員に対する広範な運動を展開する計画を立てていた。以下の引用はこの点を示している。

「組織部（Department of Organization）は、NCFの（資本金・労働者・一般大衆という一注、伊藤）各集団に属する会員を増やす有効な計画を立案・実行する。この目的のために組織部は、アメリカ国内の7都市、ボストン、ニューヨーク、ピッツバーグ、シカゴ、デンヴァー、サンフランシスコ、ニューオリンズにセンターを設ける。これら各センターでは、事務担当者（secretary）と有給事務職員が雇用される。地方調停委員会（Local Conciliation Committee）は、上記7センターのそれぞれがカバーする地域内の重要都市に組織される」⁽¹⁸⁵⁾。しかし、この取り組みは失敗し、新規会員は現時点では、もともたいる会員や幹部の個人的な勧誘とNCFの通常の教宣活動で確保されている。

争議の浸透とともに、使用者団体の教宣活動は各団体が複雑度を増す問題に直面するにつれて拡大する傾向がある。NCFもその発展過程においてこうした原則に準じていた。争議を直接回避したり解決しようとすることから、NCFは「緊迫した関係の先にある争議をもたらした原因に着目するようになった。その問題が労使関係上のものだけでなく社会的なものであ

（訳注19）これは輸送法（Transportation Act）、あるいはエアシュ＝カミンズ法（Ersh-Cummins Act）のことと思われる。アメリカが第一次世界大戦に参戦した1917年4月当時の政府は、鉄道が戦争遂行にとって機能しない存在となっているとの認識を有していた。1917年12月26日、時の大統領ウッドロー・ウィルソン（Woodrow Wilson）は、公共の利益を目的に鉄道を国有化することを命じた。この命令は、合衆国鉄道局（U. S. Railroad Administration）を創設することで実施され、議会は1918年に鉄道管理法（Railroad Administration Act）を批准した。しかし、1920年3月1日以降は連邦規制が解除され、労働争議に関するエアシュ＝カミンズ法第3号は1926年の鉄道労働法（Railroad Labor Act）によって廃止された。

（訳注20）全国製造業者協会については、伊藤健市「全国製造業者協会の統治機構と指導層の変遷」（『大阪産業大学論集（社会科学編）』第89号、1992年）、同「全国製造業者協会の労務政策——その労働組合対策を中心に——」（『大阪産業大学論集（社会科学編）』第94号、1994年）を参照のこと。

たとしても、調査、討議、教育が忌々しい問題の解決においては重要な要因である。そして、NCFのこの新しい活動の船出は、知的な再検討、研究と世論喚起がもたらす可能性と機会のより広範な考え方を受け入れている⁽¹⁸⁶⁾。「NCFの全教宣活動は、NCFの基本的な活動が単にストライキやロックアウトの回避と解決ではないという主張を裏づけるものである。NCFのより奥の深い活動は、労働争議 (industrial disturbance) の根底にある原因にまで及んでいる」⁽¹⁸⁷⁾。

討議と協議会

NCFの討議は年次総会での協議という形をとっている。「年次協議会は、『労働協約』、『賃金と生活費』、『より短い労働日』、『オープン・ショップとクローズド・ショップ』、『最低賃金』、『生産制限』、『出来高仕事と日割仕事』、『仲裁』、『徒弟制度』、『機械の導入』などといった実務的な問題の公開討議に当てられる。こうした討議がもつ実際上の価値は、経済学者だけでなく、使用者自身や労組幹部がそこに参加していることから生れる。それぞれは、他者の物の見方・考え方をそこで学ぶのである⁽¹⁸⁷⁾。年次協議会は、ニューヨーク、シカゴあるいはワシントンで開催される。協議会で通常取り上げられる問題は、初回から第5回までは産業平和であり、それ以降、移民、児童労働、争議差止め命令による統制、労働協約、労働者災害補償と事故防止、社会保険、老齢年金、利潤分配制、訴訟手続きの刷新、労使関係斡旋法 (industrial mediation laws)、そして「工場内職業訓練」であった⁽¹⁸⁸⁾。1910年にワシントンで統一州法に関する特別協議会が開催された⁽¹⁸⁹⁾。さらに、さまざまな部門が多くの協議会を開催している。ある時は年次総会の折りに、別の機会にはアメリカ全土の都市で開催されている^(*)。かなりの数のコメントが得られる地方協議会は労使間のもので、1907年にはシカゴのポッター・パルマー (Potter Palmer) 夫人 (訳注21) の邸宅で開催された⁽¹⁹⁰⁾。

(*) おそらく、NCFの協議会に対する最も的を射た批判は、知らず知らずの内にNCF自身の声明によって提供されていた (*NCF Review*, Vol. 4, No. 6 (Dec. 20, 1918))。事実而言及すれば、1917年後半と、1918年にはNCFの会合はほとんど開催されなかった。この声明によると、「執行委員会は、協議よりも行動の時であると感じていた」ようである。

調査と報告書

協議会からは調査が派生した。それと言うのも、討議は事実もしくは事実から引き出される

(訳注21) ポッター・パルマー夫人は、NCFの前身であるシカゴ市民連盟の第一副会長を務め、NCFでは福利厚生部と婦人部に関与していた。夫人は、単にシカゴの上流階級を代表する著名人であっただけでなく、当地における社会事業活動の推進に対し援助を依頼された折りに、「もし産業状態と労使関係 (industrial conditions and relations) の改善を支援できるなら、私は自分のできることを行う」(Graham Taylor, *Pioneering on Social Frontiers*, Reprinted by Arno Press, 1976, p.25.) と宣言していたように、幅広い分野に関心をもっていた。

結論に関して、相対立する声明を引き出すからである⁽¹⁹¹⁾。(以下の文中に脚注番号192が4度登場するが誤記ではない—注、伊藤) それゆえ調査は1つの部門、委員会 (commission or committee) が実施していた。こうした調査のなかには、『労働者災害補償 (Workmen's Compensation)』というタイトルのもとで報告書として刊行された労働者災害補償法に関する調査⁽¹⁹²⁾、『法による最低賃金 (Minimum Wage by Law)』という報告書に具体化された最低賃金に関する調査、『ニューヨーク市の衣服製造業における福利厚生 (Welfare Work, Clothing Manufacturing, New York City)』として報告されたニューヨークの衣服産業における労働条件の調査⁽¹⁹³⁾、『年金問題 (The Problem of Pensions)』とのタイトルを付けられた報告書となった老齢年金に関する調査、初版・第2版・増補改訂版が出された『使用者によるアメリカ版利潤分配制度 (American Employers' Profit Sharing Plans)』に実現した利潤分配制度の調査⁽¹⁹²⁾、『小売店舗における福利厚生 (Welfare Work in Mercantile Houses)』として報告されたアメリカの最優秀百貨店の福利厚生の調査⁽¹⁹⁴⁾、ニューヨーク市の百貨店における福利厚生——これには2つの調査がある——名称はそのまま報告書が刊行されている⁽¹⁹⁵⁾、『移民に関する事実 (Facts on Immigration)』として報告された移民問題の調査、同じ名称で報告書が刊行されたイギリス健康保険法 (Great Britain's Health Insurance Act) の調査⁽¹⁹²⁾、南部木綿工場における児童労働の調査、争議差止め命令による統治の調査⁽¹⁹⁶⁾、海外での予備的調査に基づく疾病保険委員会 (Sickness Insurance Committee on Preliminary Foreign Inquiry) によって2つの報告書が刊行された疾病保険の調査、最後に、2万人もの著名人に質問表を送って実施したシャーマン反トラスト法修正に関する調査⁽¹⁹⁷⁾があった。また、NCFには、その調査の結果が『イギリスとフランスの労働状況 (The Labor Situation in Great Britain and France)』という書物として結実した海外調査委員会 (Commission on Foreign Inquiry) もあった⁽¹⁹²⁾。

講演局

NCFの公開討論会と密接に関係していたのが数年前にアメリカ全土で開催された一連の講演である。NCFは、1907年に講演局 (Lecture Bureau) を組織した。当時、以下のような声明が同局に関して発表された。

「講演局の目的は、重要な国家的問題に関する種々の見解を著名な使用者、財界人、大学の学長、出版者、経済学者、宗教界・法曹界・労働組織の代表などを含め、こちらの要求に応じてくれる有名な作家や講演者を介して一般大衆に提供することにある。多くの社会面・労使関係面での問題に関する講演は、ニューヨーク・ボストン・シカゴ・フィラデルフィア・プロヴィデンス・クリーヴランド・南部の主要都市を含む多くの大都市において講演局の支援のもとで提供された。現在、あらゆる大都市において、まさに盛んに論議されている問題に関して、著名な講演者が講演することでその活動領域拡大に向けた準備が進められている。アメリカの新

聞の協力で——新聞はこれまでのところかなりのスペースをこうした講演に割いてくれている——、教宣面で最も重要な活動が行われている。これまで講演局と契約している著名な講演者には、イギリスのウィリアム・H・マロック (William Hurrell Mallock) 氏がいる (訳注22)。氏は最近、アメリカの主要大学で、「社会主義」に関する一連の講演を行った。氏に続く講演者が、商業界・宗教界・労働界・教育界の各団体や協会に登壇している⁽¹⁹⁸⁾。福利厚生部、産業経済部、移民部の役員は、1906～07年にかなりの数の講演をこなしている⁽¹⁹⁹⁾。しかし、福利厚生部を除いて、講演活動は近年減少傾向にある。

刊行物

既述の報告書に加えて、NCFは断続的にパンフレット、リーフレット、書籍、定期刊行物を刊行した。年次総会の報告書は書籍の形態で公刊されているし、それと *NCF Review* が NCFの教宣用刊行物のほとんどを占めていた。

*NCF Review*は不定期に刊行された。それは、特定の時点ではNCFの資金のすべてが*NCF Review*に投じられていたからである。NCFは、以下の2つの引用が示すように、*NCF Review*を一般大衆の「教宣」で非常に重要な役割を演じるものにしたいと目論んでいた。

「NCFが毎月発行する*NCF Review*には、約5万件の郵送先名簿があり、その件数は着実に増えている。同誌は、労組幹部や使用者の他に、説教者 (preachers)・編集者・弁護士・出版者といった、職業的に世論とかかわる人々に送られている。それは、労働争議の原因と対処に関するデータを入手できる他に類のない便利な物で、経済学者・労使関係専門家・事件の冷静な判断者が寄稿した記事が掲載されており、すべての重要な労使関係上のニュースを自由に扱う情報源である。*NCF Review*は有効な教宣面でのNCFの代理機関である」⁽²⁰⁰⁾。

「NCFの主要な使命は教宣にある。NCFは、*NCF Review* というタイトルの月刊誌で、その多くの活動を説明している。*NCF Review* は、ほとんどの国の主要図書館と教育機関、ほとんどの国の行政府と省庁、専門家・作家・科学者の団体の本部のすべて、使用者と従業員の全国規模・地方レベルの団体、何千人もの編集者・聖職者・教育者、さらには知的職業・商業・金融・産業における一流の思想家に送付されている。*NCF Review* は、教宣面で多くの公共問題の解明において、重要な効果をもっている」⁽²⁰¹⁾。

最初の声明は1904年、次の声明は1907年に公表されたものである。しかし、1908年と1909年はそれぞれ年に3回しか発行されず、1911年と1912年には1回、1910年、1913年、1914年には2回、そして1915年・1916年・1917年は1回も発行されていない。1919年と1920年には複数回発行され、1919年は平均すると月1回、1920年は2カ月に1回発行されていた。

*NCF Review*誌上でしばしば討議された問題の多くは、協議会、調査報告書、それらについ

(訳注22) マロックは、オックスフォード大学出身の小説家。代表作は1877年に発表した*The New Republic*である。本文のもう少し先に、彼とNCFの関係を示唆する記述がある。

てのコメントに沿ったものであった。顕著な例外は後で検討する。

報道機関向けのサービス（Press Service）が現在開始されようとしている。その機能はかつて *NCF Review* が部分的に担っており、編集者に届き、そこを介して一般大衆にも届いた。宣伝用文書（press sheet）はNCFから発送され、アメリカの新聞紙面に提供されたスペースを通して教宣活動を推進した⁽²⁰²⁾。

NCFが刷ったちらしやパンフレットには次のようなものがあった。

「全国市民連盟の現下の活動（The Present Activities of the National Civic Federation）」、
「福利厚生——ハーバート・H・ヴリーランドの講演（Welfare Work - Address of Herbert H. Vreeland）」、

「現在進行中の膨大な福祉活動（Vast Welfare Activities Under Way）」、

「全国市民連盟の福利厚生部（Welfare Department, The National Civic Federation）」、

「全国市民連盟の福利厚生部（Department on Welfare Work of the National Civic Federation）」、

「1913年12月11日のセス・ロウ会長の講演（Address of President Seth Low, December 11, 1913）」、これの1914年12月4日版もある。

「全国市民連盟；その方法とその目的、教宣活動、調停、産業平和、それが行ったこと、それが今行っていること、行いたいこと（The National Civic Federation ; Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes To Do）」、

「全国市民連盟の現下の活動（Present Activities The National Civic Federation）」、

「全国市民連盟の活動（The Work of the National Civic Federation）」、

「社会主義と全国市民連盟（Socialism and The National Civic Federation）」、

「社会主義と戦争（Socialism and War）」、

「労働組合主義、資本、社会主義の観点からみた社会問題（The Social Problem as Seen from the Viewpoint of Trade Unionism, Capital and Socialism）」、

「アメリカ労働組合運動の悪夢としての社会主義（Socialism as an Incubus on the American Labor Movement）」、

「ドイツの最も成功した捏造（Germany's Most Successful Hoax）」、

「強制健康保険に対する教宣活動の誤声明への論駁（A Refutation of False Statements in Propaganda for Compulsory Health Insurance）」、

「戦後問題（After-the-War Problems）」、

「強制疾病保険（Compulsory Sickness Insurance）」、

「強制健康保険（Compulsory Health Insurance）」、

「再建に関するイギリス労働党の計画について（Addresses...on the British Labor Party's Program of Reconstruction）」、

さらには、さまざまな日付のNCF関連のちらしや部門関連のちらしがいくつかある⁽²⁰³⁾。

すでに取り上げたすべての部門は、それぞれが教宣活動に従事していた。しかし、教宣活動組織として傑出した部門がある。産業経済部がそれである。これまでのところで十分に検討してこなかったもう1つの部門——移民部 (Department of Immigration) ——もまた教宣活動的な性格をもっていた。以下に示される移民部の目的と活動に関する声明は、その活動の大部分が、調査・討議・報告にあったことを示唆している⁽²⁰⁴⁾。

「移民部は、すべての階層と地域を代表する200名以上の人々で構成されている。その目的は、移民問題のあらゆる重大局面の調査であり、7つの異なる委員会に組織されていた。すなわち、基礎的統計 (Basal Statistics)、移民の需要と供給 (Supply and Demand)、立法化とその施行 (Legislation and Its Enforcement)、帰化 (Naturalization)、移民の福祉向上に向けた機関 (Agencies for Advancing the Welfare of Immigrants)、国際関係 (International Relations)、東洋系移民 (Oriental Immigration)、である。これら委員会の活動の顛末は、最後に執行委員会を通して移民部に報告される」。

「移民部は、1905年12月6～8日にニューヨーク市で開催された全国移民協議会 (National Immigration Conference) の要請で組織された。この協議会には、州知事や商業界・農業界・産業界・労働界・経済団体の指導者、著名な教会や教育機関が指名した500名以上の代表が出席していた」。

「移民部が扱う移民問題の局面のなかには、その特性、アメリカ生活への移民の同化、より厳しい移民制限の必要性、移民法の施行、産業界・政界・広範な社会生活への移民の影響、蒸気汽船会社が演じる役割、ヨーロッパ移民の背景、ヨーロッパの視察と調査、犯罪者になったり不衛生な生活を送ったりして慈善を必要とする移民の割合、移民がアメリカ生まれの人々の出生率に及ぼす移民の影響、移民の選別、移民の帰化、アジア移民などの問題が含まれていた」⁽²⁰⁵⁾。

産業経済部

産業経済部は、討議、調査、報告書、その他の刊行物を通して教宣活動に積極的にかかわっていた。同部は、社会状況と産業状況を調査し、現下の産業システムの長所と短所をすべて析出する非常に野心的な取り組みにかかわっていた⁽²⁰⁶⁾。同部には、分散していたNCFの教宣活動が集約されている。

産業経済部は、「諸大学の政治経済学部の部長、大学の講師、経済・法律関係の著述家を含む一流の経済学者、日刊紙・政治＝社会関連雑誌・業界紙・労働関連の機関誌の編集者、宗教界の代表者、巨大企業の利用者、労働者の代表で構成されていた」⁽²⁰⁷⁾。

産業経済部は、1904年12月15日に組織された。それは、「一般大衆に対し、労使関係上の不和という事実について教示し、……労使関係上の不和をもたらす全要因を公表する手段となり、

……公正で合理的な公表の強固な手段となり、……一方に労働組合が、他方に使用者団体が存在する理由に関して世論を教育する手段であった」⁽²⁰⁸⁾。

「実用的な経済問題の討議を促す」という産業経済部の目的に即して、同部は争議の意図的な回避あるいは和解に関して調停部（Conciliation Department）で生じた、極めて重大で多くの場合苛立つ問題の討議を始めた。そうした問題のなかには、「賃金と生活費（Wages and Cost of Living）」、「より短い労働時間（Shorter Work Day）」、「争議差止め命令による統治（Government by Injunction）」、「ボイコット（Boycott）」、「ストライキ権（The Right to Strike）」、「組合工場対非組合工場（Union Versus the Non-Union Shop）」、「生産制限（Restriction of Output）」、「徒弟の比率（Ratio of Apprentices）」、「最低賃金（Minimum Wage）」、「出来高仕事対日割仕事（Piece Work Versus Day Work）」、「強制的な仲裁（Compulsory Arbitration）」、「科学的管理法（Scientific Management）」、「個人の自由（Individual Liberty）」、「社会主義（Socialism）」があった⁽²⁰⁹⁾。

産業経済部が社会面・産業面で調査をすることは、同部が以下の3つの漠然とした問題の研究を始めた1909年には予想されていた。それは、

第1に、「その基本原則において、われわれの政府は代議制体か民主制体か」、

第2に、「社会のどの部分が、その結合された購買力を自身の利益のために行使する権利をもっているのか。そうであるなら、どのような方法で、どの程度まで行使していいのか」、

第3に、「アメリカの諸制度に対するへの社会主義の脅威」、であった⁽²¹⁰⁾。

最初の問題は、「直接指名（direct nomination）の考慮、議案提出権と国民投票制度、論言と直接解職請求（imperial mandate and recall）、裁判官と上院議員の直接選挙、行政における拒否権の廃止、多数決による憲法修正」を含んでいた。2番目の問題では、「一次的ボイコットと二次的ボイコットへの配慮、優良人物リスト（whitelist）、（労働組合製の製品であることを示す一注、伊藤）組合ラベル、共同購入など」⁽²¹⁰⁾に取り組んでいた。明らかに、産業経済部はその調査対象分野を拡張していた。

1914年、産業経済部は過去30年間の国民生活における社会面・労使関係面での進歩の調査を開始した⁽²¹¹⁾。「この調査の目的は、国民生活の変化を要約し、どこに福祉に関する進歩があるのか、どこに退歩があるのか、そして全体として損と得のバランスがどの程度とれているのか、もしくはどちらが優っているのかを判断する基本的な資料を集めることにあった」⁽²¹²⁾。「それは、既存の制度に対する絶え間ない批判に対処し、社会不安問題を取り上げ、過去数十年間の著しい発展を要約している」⁽²¹³⁾。

当初計画された際の調査の大別は以下の項目であった。すなわち、(1) 労働条件、(2) 使用者の福利厚生、(3) 児童福祉（これは児童労働とも名づけられていた）、(4) 農業を取り巻く環境、(5) 住宅事情（これは安アパート事情とも名づけられていた）、(6) 移民、(7) 団体交渉と斡旋・仲裁の方法、(8) 教育を受ける機会、(9) 組織的な社会事業（これは組織的な社会

事業の効果とも名づけられていた), (10) 投資における所有権の配分, (11) 言論の自由と集会を開く権利 (これは言論の自由と公の集会を開く権利とも名づけられていた), (12) 企業倫理, (13) 政治倫理, (14) 社会的・経済的な発展に及ぼす教会の影響 (これは慈善事業を主とする教会活動とも呼ばれていた), (15) 市政, (16) 裁判の正式手続き, (17) 公衆衛生, (18) 法の施行と秩序の確保, (19) 刑務所と矯正施設, (20) 産業における利潤分配制度, (21) 社会保険, (22) 労働者災害補償, (23) 産業におけるローンと貯蓄, (24) 食品と医薬品, (25) 所得の分配 (剰余価値理論 [theory of surplus value] としても挙げられている), (26) 最低賃金, である⁽²¹⁴⁾。1916年に, このなかの8項目だけが研究の一端として報告された。その8項目のうち労働問題と密接に関係していたのは, 労働条件, 使用者の福利厚生, 住宅事情の3つだけであった。である。所得の分配もしくは剰余価値理論に関する報告書が後に刊行されている。これらの大別は, 全リストの内の2つの事例, つまり, 労働条件と所得の分配で十分説明可能である。

労働条件のもとで検討される問題は, 「30年前と比べて, 賃金, 労働時間, 工場と自宅の物的諸条件はどうか。AFL, 鉄道友愛会, 社会改革団体の活動とそこで獲得された法律は, 児童労働を禁止し, 工場・小売店舗・鉱山・パン工房・安アパート・労働搾取工場 (sweat shops) を規制し, アメリカの男性賃金労働者, 婦人, 児童に利益をもたらしているのか」⁽²¹⁵⁾ といったものであった。

所得の分配という大別のもとでは, 次のような問題が生じていた。つまり, 「産業の総収益のなかで労働と資本とへの均衡のとれた報酬に何か変化が生じているのか」⁽²¹⁶⁾ というものであった。剰余価値理論という項目のもとで, 「人件費と売価との差が使用者の利潤を表すのか」⁽²¹⁷⁾ という追加的な問題が検討された。

NCFが教宣機関として活動的であったのは, 主としてこれら労働条件と所得の分配という項目においてであった——それらはアメリカの労働組合主義を守り, 社会主義を攻撃するものでもあった。

AFLの擁護

NCFは, AFLとその会長サミュエル・ゴンパーズ (Samuel Gompers), 並びに鉄道友愛会を擁護している⁽²¹⁸⁾。NCF Reviewは, 組合主義との偽装のもとで生じている無法状態はあるが, 組合がないことに比して組合があることの有益性は大きいと主張する記事を掲載している⁽²¹⁹⁾。組合があることに伴うストライキのような悪しき要因は非難している。例えば, NCF Reviewの別の記事は, シカゴで起きたトラック運転手組合のストライキ (teamsters' strike) を, 「理不尽で, 非人間的で破棄できないシカゴ・ストライキ」と特徴づけ, シカゴでストライキに入っているトラック運転手組合を説諭した別の組合を激賞している⁽²²⁰⁾。しかし, NCF Reviewの論説では次のことを指摘している。つまり, 特別なストライキ, 例えば炭鉱地帯での鉱夫ス

トライキによって失われた日数は、ストライキがなければ行われたであろう夏期の一時解雇による損失ほどは大きくなかったし、組合は賃金において実際に利益を得ている⁽²²¹⁾、と。しかし、NCFは同情ストライキに反対し、契約の神聖さ（sacredness of contract）に賛同している⁽²²²⁾。前会長のロウ氏は、「アメリカにおける組織された労働組合運動の大部分は、AFLに代表されるように、その方法と革命よりは前進を信じているという点で保守的である」⁽²²³⁾と語っている。氏はまた、総じてゴンパーズを擁護し、マクナマラ兄弟（McNamaras）の特殊な事件（訳注23）でもそうであった⁽²²⁴⁾。NCF Reviewは、旗を踏みつけたと告訴する役割を受け持ち⁽²²⁵⁾、AFLのシアトル大会で酒を飲んだとされたゴンパーズの容疑も晴らした⁽²²⁶⁾。ゴンパーズは、裁判所による争議差し止め命令の発給に対する攻撃を是認し、そうした慣行を修正しようとしたことも擁護されていた⁽²²⁷⁾。NCF Reviewは、ゴンパーズの手紙からの抜粋を誌上で公開し、彼がもっともな忠告をしたと述べている⁽²²⁸⁾。ゴンパーズの政治活動は、シカゴ市政投票同盟（Chicago Municipal Voters' League）と関係し、また全国製造業者協会とも関係していたが、その基礎にある動機の分析は、そのどちらに対しても行われていない⁽²²⁹⁾。ロウ氏はまた、徒

（訳注23）マクナマラ兄弟の事件とは、国際橋梁・構造用鉄材工組合（International Association of Bridge and Structural Iron Workers, BSIW）の会計担当書記（secretary-treasurer）であったジョン・J・マクナマラ（John J. McNamara）と弟のジェームズ・B（James B.）が、1910年10月1日にロサンゼルス・タイムズ（Los Angeles Times）社の本社ビルにダイナマイトを仕掛け、それが爆発して20人近くが亡くなり、50万ドル以上の損害が発生した事件のことである。当時、兄弟の逮捕はでっち上げ（frame-up）とみられていたが、クラレンス・ダロー（Clarence Darrow）が弁護団の首班となって弁護したにもかかわらず兄弟は有罪判決を受け、収監された。

この事件の背後には、ロサンゼルス・タイムズの所有者兼発行人であったハリソン・G・オーティス（Harrison Gray Otis）が、反組合色を鮮明にしていた使用者団体を支援していたという事実があった。1910年夏、サンフランシスコの組合主義者がロサンゼルス建設業を組織化するキャンペーンを始めた時、ロサンゼルス・タイムズは使用者側の代弁者を務め、同年6月1日にストライキに入っていた金属業労働者を煽った。結果、金属工組合は自分たちの交渉上の立場を改善すべく産業テロ（industrial terrorism）に走った。このやり方は、建設業界では、オープン・ショップに向けた運動を展開していた全国建設業者協会（National Erectors' Association, NEA）との闘いで有効に機能したものであった。1908～11年に、BSIWは87発の爆弾を炸裂させた。その多くは損害を与えるまでには至らなかったし、マクナマラ兄弟の事件での爆裂以外は人命を損傷したものはなかった。

サミュエル・ゴンパーズとAFLは兄弟の釈放を求める運動を展開し、労働運動も兄弟は潔白で、ビルの爆破はオーティスの注意義務違反（negligence）が原因だと主張した。1911年のレイバー・デイはマクナマラ・デイに改名され、多くの群集が全米各地で兄弟の釈放を求める運動を展開した（以上の記述は次を参考にした。Eric Arnesen ed., *Encyclopedia of U. S. Labor and Working-Class History*, Routledge, 2007.）。

ちなみに、クラレンス・ダローは、オハイオ州生まれのシカゴで開業した弁護士で、彼が弁護した事件のなかには、1895年のユージン・V・デブス裁判（訳注5の文献を参照）がある。

なお、この小稿で前出した連邦労使関係委員会は、この爆破事件が示す陰險な労使関係の実態や労働時間に関する調査の必要性が喚起されたことが契機となって1912年に設置された。同委員会の注目すべき特徴は、それがNCFの鼎立構造と同様、公益（一般大衆）、資本、労働を代表する各3人の委員で構成されていた点にある。いわゆる「利益代表方式」が導入されるとともに、ゴンパーズが念願としていた労働と資本の対等性も明示された。

弟制度に対する組合の姿勢を弁護し、どのような仕事であれ熟練工に替えて徒弟を使おうとする使用者を攻撃した⁽²³⁰⁾。NCFは、組合を叩き潰そうとする運動、とくに反組合的な使用者団体によるそれを非難した⁽²³¹⁾。そして、組合を粉砕することは、オーストラリアにおける強力な社会主義政党の発展をもたらすと指摘した⁽²³²⁾。NCFは、業界団体が生産量と価格を規制しているのと同様、組合の生産制限と賃金の規制が壊滅的競争を防止するという理由で組合のそれを弁護した⁽²³³⁾。NCFは、わずか10%の労働者しか組織されていないという言説を攻撃した。その代償として、NCFはゴンパーズや他の労組幹部から擁護された⁽²³⁴⁾。

社会主義運動と革命運動に対する攻撃

NCFは社会主義を強く非難した。NCFは、これを間接的には労働者階級の労働条件と生活状態を改善する取り組みによって遂行した——この点はおそらく最も効果的な方法であった。直接的には、NCFは社会主義者の目的やその手段に対して攻撃を加えた。NCFは、「社会主義の誤りを示すことで、……社会主義者の教宣活動を打ち破るあらゆる適正な方法を得よう」と取り組みんだ⁽²³⁵⁾。

これを行なう際のNCFの目的は、NCFが制約のない社会主義者やパリー流の使用者団体指導者が原因となると信じる(訳注24)、労使関係上の紛争の防止にあった。なぜなら、「もし、これら両側にいる急進主義者がそれぞれの道を歩むなら、明らかに革命(revolution)という事態に陥るであろう。それは、専制的な資本家かあるいは専制的な労働者か、あるいは国家による全産業の絶対的な支配という結果になる」⁽²³⁶⁾からである。

NCFは、一般大衆への講演を活用することで社会主義に対峙した。NCFは、アメリカの諸大学での講演と、おそらくは大学間社会主義者協会(Intercollegiate Socialist Society)の活動を相殺する目的で、イギリスからW・H・マロックを招聘した⁽²³⁷⁾。折に触れて、NCFの幹部役員は社会主義を糾弾した⁽²³⁸⁾。

NCFは、社会主義を酷評するパンフレットを多数刊行している⁽²³⁹⁾。アメリカの大学でのマロックによる講演は『社会主義(Socialism)』と書名が付けられて刊行され、NCFによって広範に配布された⁽²⁴⁰⁾。モリス・ヒルキット(Morris Hillquit)の手紙への返答であるイーズリーの長文の手紙はパンフレット形式で刊行され(訳注25)、*NCF Review*にも掲載された⁽²⁴¹⁾。これは、『社会主義と全国市民連盟(Socialism and the National Civic Federation)』とのタイトルが付けられ、NCFの活動を強く擁護し、社会主義の手法と教義を猛然と非難している。この点は、社会主義者は経済的に不健全で、社会的に誤っており、産業的に不可能であるという

(訳注24) パリーとは、全国製造業者協会の会長であったデヴィッド・M・パリー(David MacLean Parry)のことである。

(訳注25) モリス・ヒルキットは、アメリカ社会党全国執行委員会と社会主義インターナショナルの双方の委員を務めていた。彼とイーズリーの論争は、『全国市民連盟の研究』の63～66ページを参照のこと。

趣旨の、幾度となく繰り返されたゴンパーズからの引用に要約されている⁽²⁴²⁾。イーズリーは、もう1つのパンフレット『社会主義と戦争（Socialism and the War）』を執筆し、そこで社会主義者は真の平和主義者ではないことを証明し、彼らは資本主義的な戦争には反対しているものの資本家への戦争には反対していないことを証明し、彼らは「今では陸軍、海軍、戦艦と堡壘、その他すべての戦争のための装備に反対している。なぜなら、世界中の財産を没収することに着手し、自分たち手で政府を乗っ取ろうとした時に、陸軍や海軍と衝突したくないからである」と記していた⁽²⁴³⁾。NCFは、『社会主義、プロイセン主義、ストックホルム大会(Socialism, Prussianism and the Stockholm Conference)』というちらしを刊行した⁽²⁴⁴⁾。NCFは、『労働組合主義・資本・社会主義の視点から考察した社会問題（The Social Problem as Seen from the Viewpoint of Trade Unionism, Capital and Socialism）』とのタイトルで、アプトン・シンクレア（Upton Sinclair）とヴィンセント・アスター（Vincent Astor）の往復書簡による論争に、何人かの労働組合主義者の手紙を添付したパンフレットを刊行した（訳注26）。

*NCF Review*は、社会主義を攻撃する数多くの記事を掲載していた。同誌は、ウィリアム・D・ホーウェルズ（William Dean Howells）に対して、社会主義について回答した一人の労組幹部のかなり長文の手紙を刊行した⁽²⁴⁵⁾。もう1つの記事は、デイヴィッド・ゴールドスタイン（David Goldstein）とマーサ・M・アヴェリー（Mrs. Martha Moore Avery）による社会主義者の手法や哲学などの糾弾であった⁽²⁴⁶⁾（訳注27）。この記事は、「家庭への社会主義の脅威」を教示するためにアンドリュー・カーネギー（Andrew Carnegie）の『今日の問題（Problems of To-day）』から引用していた⁽²⁴⁷⁾。*NCF Review*は、リンカーンが社会主義を信じていたことを示すために社会主義者が彼の演説を歪曲したと非難し⁽²⁴⁸⁾、兵士の反乱を善行としたり、脱走を英雄的な行為とすることで陸海軍を傷つけようとしたことも非難し⁽²⁴⁹⁾、事態は最終的に悪化するのを避けられないので革命が生じることを願って改良を阻止することも非難した⁽²⁵⁰⁾。同じように *NCF Review*は、貧困が深刻化するとマルクス主義者の教義を唱道していることで社会主義者を厳しく譴責している⁽²⁵¹⁾。*NCF Review*は、社会主義者が内部切り崩し策（boring-from-within policy）で組合を自分たちの陣営に引き込むべく、最初は直接的に、それが失敗した時には間接的に組合を崩壊させようとしていると糾弾した。*NCF Review*は、「組織された一般労働者に対して社会主義者が行使する有害な影響力と、社会主義者の不忠実

（訳注26）アプトン・シンクレアは言うまでもなく *The Jungle*（巽孝之監修、大井浩二翻訳『ジャングル』松柏社、2009年）の著者である。一方、ヴィンセント・アスターはニューヨークで貧困統計を編集・出版していた慈善団体協会（Charity Organization Society）の一員であった。二人について詳しくは、『全国市民連盟の研究』の64～66ページを参照のこと。

（訳注27）デイヴィッド・ゴールドスタインは活動的な社会党員であった。一方、マーサ・M・アヴェリーにとっては、ニューヨークの社会主義者による日曜学校の隆盛は、愛国心が「世界中の赤旗に場所を空けるために溝に投げ入れられた」ことを意味していた。二人について詳しくは『全国市民連盟の研究』を参照のこと。

な信条に賛同しなかった労組幹部に対する」、「社会主義者の陰謀に辛辣な非難」を公表した⁽²⁵²⁾。*NCF Review*は、西部鉱夫連盟 (Western Federation of Miners) を社会主義に傾倒していることと、労働組合の諸原則に反していることで批判した⁽²⁵³⁾。*NCF Review*は、AFLのアトランティック・シティー大会での社会主義者の放逐というニュースを歓迎した。この大会では、AFLの役員と組合員はNCFを辞すことを求める決議が社会主義者から出された⁽²⁵⁴⁾。*NCF Review*は、『アメリカン・フェデレイションист (American Federationist)』誌から社会主義者とC・W・ポスト (Post) と ジョン・カービー・ジュニア (John Kirby, Jr.) (訳注28) ——反労働組合的な使用者団体の指導者——を酷評する記事を転載していた。そのなかで社会主義者は、その「歪められた知性とNCFの年次晩餐会に対する、その見下げ果てて、嫉妬深く、偽りに満ちた、さらには不当なコメント」⁽²⁵⁵⁾を糾弾されている。*NCF Review*は、「NCFの両立しがたい2つの敵」は、「NCFの産業平和を求める計画 (program) に反対する」、「反労働組合的な使用者と革命的な社会主義者」だと指摘している。*NCF Review*は、社会主義者と反労働組合的使用者団体によるNCFへの攻撃を、これら両極からなされた攻撃がいかかに似ているかを対比できるよう、平行した縦の段にそれを印刷している⁽²⁵⁶⁾。ここ数カ月間の*NCF Review*とNCFの他の刊行物は、社会主義者のドイツ最良でボルシェビキ最良な態度と行動に対する強い告発で埋め尽くされている。そこで弾劾された集団と組織には、ランド・スクール (Rand School)、社会調査のための新学園 (New School for Social Research)、教会社会主義者同盟 (Church Socialist League)、アメリカ自由人権同盟 (American Civil Liberties League) があり、これらすべてはその教育が革命を育む傾向があり、とくに説教者と教師はそうである。工場委員会制度 (shop-committee plans) は、ソビエト (soviets) を創ったボルシェビキ主義者が賛同する計画であるとして同じように糾弾されている⁽²⁵⁷⁾。(以下の文中で脚注番号257がもう一度登場するが誤記ではない—注、伊藤)

かくして、一方でNCFはAFLと非常に親密であったが、社会主義に染まった団体には攻撃的な態度を明瞭にとっていた⁽²⁵⁷⁾。NCFは世界産業別労働組合 (International Workers of the World, IWW) を糾弾・軽視しており⁽²⁵⁸⁾、社会主義者の日曜学校を弾劾し⁽²⁵⁹⁾、キリスト教社会主義 (Christian Socialism) を言行不一致で、その目的と範囲は国際社会主義と同じものであり、その理論はキリスト教の教典 (Christian authority) では支持されないという理由で攻撃した⁽²⁶⁰⁾。NCFは、ランド社会科学学園 (Rand School of Social Science) を革命の教義が教授され、アメリカ的な愛国心が嘲笑され、若い男女に絶望の福音 (gospel of despair) を説く

(訳注28) C・W・ポストは、全米各地に散在していた産業連盟 (Industrial Alliance) が一堂に会した1903年の会議において結成された市民産業連合 (Citizens' Industrial Association) の会長を務め、後には全国製造業者協会の指導者の一員としても活躍した。一方、ジョン・カービー・ジュニアは、訳注24で取り上げているバリーの後を継いで全国製造業者協会の会長を務めた。訳注20の拙稿も参照のこと。

社会主義者の学校と特徴づけている⁽²⁶¹⁾(訳注29)。NCFは、『プログレッシブ・ジャーナル・オブ・エデュケーション (*Progressive Journal of Education*)』誌を、教師と子どもたちに向けて絶望の福音を公表した責任で非難した⁽²⁶²⁾(訳注30)。NCFは、階級間の憎悪の拡散者であるとして、『社会主義入門 (Socialist Primer)』の刊行と販売を嘆いている⁽²⁶³⁾。NCFは、大学間社会主義者協会を「アメリカの若者の心を過度に刺激」するものだと糾弾した⁽²⁶⁴⁾。NCFは、同協会が配布した文献を、「革命から無意味な行為にまで」及ぶものだと批判した⁽²⁶⁵⁾。同協会への攻撃と関連して、*NCF Review*は、社会主義に基づく著述家・労働者・野外弁士 (open-air orator) の90%は「労働者でないし、労働者階級の利害と共通するものは何もない」と主張し、社会主義者は無政府主義者と同様、「現代社会の最も極端で誇張された悪弊を力説している」と主張し、社会主義者の得票数の増加は過大評価され、謝って解釈されているとも主張している⁽²⁶⁶⁾。

社会主義と社会主義運動に対するNCFのごく最近の活動には以下のようなものがある。NCFは、アメリカ政府によるソビエト・ロシアのいかなる承認にも断固反対している⁽²⁶⁷⁾。NCFは、社会主義者の戦術 (Socialist Tactics) に関する協議会を開催している。この協議会の結果、NCFはアメリカにおける革命勢力の目的と戦術を調査する委員総会 (General Committee to Inquire into the Objectives and Tactics of Revolutionary Forces in this Country) を創設した。これは、革命運動調査部 (Department on Study of Revolutionary Movements) へと発展し、「進歩を支援し、革命主義と闘って」いた⁽²⁶⁸⁾。同部は、その活動を12の委員会の間で分割していた (以下の①~⑫は訳者による整理である)。すなわち、①「その活動は、文献の準備と配布、そして講演者用の養成所の組織になる」社会主義者の教義 (と戦術) 委員会 (committee on socialist doctrine [and tactics])、②革命色の濃い教科書を発見する目的で、「高校と大学における歴史学、政治経済学、公民学に関する教科書の研究をする」教科書委員会 (committee on text books)、③ (アメリカにおける) ソビエト教宣活動委員会 (committee on soviet propaganda [in the United States])、④「連邦・州・地方自治体の統計だけでなく、同じものから社会主義者が演繹した統計を評価するための」公的統計評価委員会 (committee on evaluation of official statistics)、⑤憲法原理委員会 (committee on the fundamentals of our Constitution)。そして、「革命精力が種々の産業分野、社会団体、社会制

(訳注29) ランド社会科学学園は、『シカゴ・トリビューン (*Chicago Tribune*)』紙の文芸欄の編集者であった弁護士のエダ・スウィート (Ada Sweet) に言わせると、ニューヨーク最大の社会主義者養成機関であった。詳しくは、『全国市民連盟の研究』を参照のこと。

(訳注30) 先の訳注29で登場したスウィートは、『プログレッシブ・ジャーナル・オブ・エデュケーション』誌を教師を対象とした複数ある「赤旗ジャーナル」の一誌と認定している。同誌の販売促進用広告文は、「現在のところ、公立学校の子どもたちは、誇張された愛国心と個人主義にどっぷりと浸っている。それで、大人になった時に社会主義に関心を懐かせるのは難しい。こうした状況のすべてを変えられるのは、社会主義者である学校教師しかいない」と宣言していた (『全国市民連盟の研究』、72ページ)。

度に浸透する程度に関して徹底的に研究し、産業面・政治面・社会面での発展を調査する、⑥教会 (church), ⑦大学 (college), ⑧公立学校 (public schools), ⑨労働者 (labor), ⑩兵士と船員 (soldiers and sailors), ⑪慈善団体 (philanthropic agencies), ⑫団体 (organization) に関する委員会であった⁽²⁶⁹⁾。これら委員会の1つは、公立学校と大学の教科書を調査し、すべての書籍がアメリカ主義 (Americanism) を教えていない点を公表している⁽²⁷⁰⁾。さらに、NCFは急進主義と闘うために、兵役委員会 (National Service Committee) を創る計画を立てていた⁽²⁷¹⁾。NCFはまた、平和会議の労働規約 (Peace Conference Labor Code) を、それが国際社会主義に応用されるという理由で攻撃している⁽²⁷²⁾。

NCFは、第一次世界大戦に関しては断固として一人のアメリカ国民である。NCFは、ドイツ最前、もしくはボルシェビキ最前、あるいはこの2つの理由で、*Nation* 誌、*New Republic* 誌、*Survey* 誌、*Public* 誌、*Review and Reviews* 誌を第一次世界大戦以降、糾弾している⁽²⁷³⁾。NCFは、「拳国一致同盟 (League for National Unity)」を組織し、そのちらしを回覧した⁽²⁷⁴⁾。

NCFは、決してその活動を労使関係に限定していたわけではない。例えば、市有 (municipal ownership) と公益事業の政府規制について、広範で費用を要する数多くの調査を実施した。NCFは、これら調査のそれぞれについての網羅的な報告書を刊行した。最近、NCFは国有化を総じて非難している。NCFは、500人の教師を2ヵ月間の教育ツアーでヨーロッパに派遣する計画も立案した⁽²⁷⁵⁾。

他の使用者団体との関係

NCFと他の使用者団体との相互関係は多彩である⁽²⁷⁶⁾。NCFは、その役員でもある他の使用者団体の役員を介して相互に関係し合っていた。この点の事例として、1912年度のNCF執行委員会には、ニューヨーク市の建設業者協会 (Building Trades Employers' Association) のオットー・M・エイドリッツ (Otto M. Eidlitz)、ニューヨーク市の衣服業者協会 (Association of Clothiers) 会長のマークス・M・マークス (Marcus M. Marks)、アメリカ醸造業者協会 (United States Brewers' Association) の労働委員会議長ルイス・B・シュラム (Louis B. Schram) らがいた⁽²⁷⁷⁾。NCFと他の使用者団体との緊密な関係は、NCF所属の講演者がそうした使用者団体に登壇したり、またその逆のやり方からも得られていた⁽²⁷⁸⁾。この点に関しては、セス・ロウ会長が1909年に招集された全国金属業者協会 (National Metal Trade Association) の大会で講演し、同協会に対しNCFの活動に参加するように訴えた事例がある⁽²⁷⁹⁾。NCFの福利厚生部の代弁者は、全国羊毛製造業者協会 (National Association of Wool Manufacturers)⁽²⁸⁰⁾ やアイオワ製造業者協会 (Iowa Manufacturers' Association) といった使用者団体で講演している。全国製造業者協会の立法委員会のジョージ・H・バーバー (George H. Barbour)、アメリカ新聞発行者協会理事のフレデリック・ドリスコル (Frederick Driscoll)、全国鑄造業者協会 (National Founders' Association) 会長のフレデリック・T・タウン (Frederick T. Town)、

アメリカ石版業者協会（Lithographers' Association of the United States）の事務担当者 A・ベヴァリー（A. Beverly）らがNCFの第3回年次総会で講演した。これら以外の緊密な関係もある。NCFは、その福利厚生を取り上げることで衣服業者全国協会（Clothiers' National Association）と全国呉服小売業者協会（National Retail Dry Goods Association）に影響を及ぼしていた⁽²⁸¹⁾。

1904～12年の間、NCFと全国製造業者協会との関係は非常に敵意に満ちたものであった。1912年以降、NAMの公式機関誌はNCFの調査報告書のいくつかを賞賛している⁽²⁸²⁾。この両団体は、互いに厳しい告発と応酬を遣り合った時期があった⁽²⁸³⁾。NAMによるNCF報告書の賞賛は、NAMがその性格においてそれほど好戦的でなくなってきたこと、あるいはNCFがその持論においてより好戦的に、もしくは少なくとも仲裁的でなくなってきたことを意味している。調停委員会の活動を停止して以降、NCFは本質敵には仲裁的でなくなったと判断されている。これら両団体は、1915～16年の総会での講演者を交換し合っていた⁽²⁸⁴⁾。全国産業審議会（National Industrial Conference Board）のフレデリック・P・フィッシュ（Frederick P. Fish）議長は、1920年にNCFのある会合で話をしたが、彼の言説はNCF *Review*の論説で非難された⁽²⁸⁵⁾。

全国鑄造業者協会は、NCFと決して友好関係には至らなかったが、NFAの会長は資本家と労働者との産業報酬の比例的配分に関するNCFの報告書を好意的にコメントした⁽²⁸⁶⁾。

NCFは、労働分野で対処しなければならない窮境にかなり配慮していたことから、その業績は価値あるものであるが、それにもかかわらずその産業平和という目的の達成において成功したとはいえない。争議の拡散は、NCFの活動をより拡張している。NCFの最も顕著な成功は、使用者の福利厚生を拡充したことにあるが、福利厚生は産業平和を保障するものではない。NCFは、仲裁には将来性がないことを示すというその職務を全うした^(*)。

しかし、NCFは同じような成果を挙げている他の使用者団体よりも世間の耳目を集めている。NCFは、アメリカで最も著名な男女の名前を利用できる。彼らは、NCFの委員会や部門、部局に貢献していたのであり、これは他の使用者団体ではできないことである。

(*) NCFが「すべての労資間の問題」の解決に失敗したことに対するイーズリーの率直な告白については、NCF *Review*, Vol.4, No.19 (Sep. 30, 1919), 1920年1月29日のイーズリーの講演、1919年9月16日の“The President's Industrial Commission”を参照のこと。

脚注

ポニットは、おそらく紙幅のことを考えてであろうが、繰り返し登場する資料はすべて略記を使っている。しかし、ここでは読者の便宜を考えて、いささか煩雑ではあるがポニットの採用した略記法はとらずに資料の正式名称を使っている。ただし、登場頻度が最も高いNational Civic Federation *Review*についてはNCF *Review*と略記しているのに加えて、ポニットの脚注では省略されている巻・号も追記している。

(1) NCF *Review*, Vol.3, No.4 (Jl, 1911), p.23.

- (2) By-Laws of the National Civic Federation. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1909, p.143. Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915, p.1.
- (3) Socialism and the National Civic Federation, p.13. *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.31.
- (4) The Work of the National Civic Federation, p.1.
- (5) By-Laws of the National Civic Federation. *NCF Review*, Vol.1, No.10 (Jan., 1905), p.11. *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.12.
- (6) By-Laws of the National Civic Federation. *NCF Review*, Vol.1, No.10 (Jan., 1905), p.8. *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr–Ap., 1906), p.15.
- (7) By-Laws of the National Civic Federation. *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr–Ap., 1906), p.15. *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.11. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1909, p.143. pp.241–242. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.343–344.
- (8) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1908, p.10.
- (9) *NCF Review*, Vol.1, No.10 (Jan., 1905), p.11.
- (10) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.4.
- (11) N(II)'20 Letter from the Federation. *NCF Review*, Vol.1, No.6 (Au., 1904), p.8.
- (12) Treated Strike of Railway Employees, Hearing before the Committee on Interstate Commerce, U. S. Senate, 1916, p.106.
- (13) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.4. *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.31. Socialism and the National Civic Federation, p.13. Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915, p.1.
- (14) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.10. By-Laws of the National Civic Federation.
- (15) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.286.
- (16) Facts on Immigration, p.134.
- (17) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.286.
- (18) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.iv, v.
- (19) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.iv–xii.
- (20) Socialism and the National Civic Federation, p.10. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.viii–x.
- (21) Socialism and the National Civic Federationの6ページと対比のこと。
- (22) *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.24.
- (23) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.4.
- (24) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, p.viii, p.271. Socialism and the National Civic Federation, pp.5–6. *NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), p.15. Present Activities of the National Civic Federation. *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.30.
- (25) By-Laws of the National Civic Federation. *NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), p.15. Present Activities of the National Civic Federation. *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.30.
- (26) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, p.viii. *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), p.10. Socialism and the National Civic Federation, p.15. *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.31.
- (27) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1912), p.2.
- (28) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1912), p.4. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.286.
- (29) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1909, p.66.
- (30) *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), p.10. *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.18.

- (31) *NCF Review*, Vol.3, No.4 (May, 1908), p.13. 次も参照のこと。An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute.
- (32) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.9.
- (33) *NCF Review*, Vol.3, No.4 (May, 1908), p.12. 次も参照のこと。Industrial Relations, Final Report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.7988.
- (34) *NCF Review*, Vol.3, No.4 (May, 1908), p.12.
- (35) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, p.270.
- (36) The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, p.10, pp.32-33. (次にも記載あり。*Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819).
- (37) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, pp.14-15. 次も参照のこと。*NCF Review*, Vol.4, No.8 (Feb., 1919), pp.1-2.
- (38) *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), p.10.
- (39) *NCF Review*, Vol.3, No.9 (Mr., 1910), p.22.
- (40) *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), p.11.
- (41) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1902, pp.249-250.
- (42) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.4.
- (43) Socialism and the National Civic Federation, p.16. An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute.
- (44) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.4. Socialism and the National Civic Federation, p.16.
- (45) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.10-11.
- (46) *American Industries*, August (15), 1904, p.5. 次も参照のこと。An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute.
- (47) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.7.
- (48) Industrial Relations, Final Report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.7987.
- (49) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, p.271.
- (50) *NCF Review*, Vol.1, No.12 (May, 1905), p.1.
- (51) The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, p.10, pp.32-33. (次にも記載あり。*Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819). Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915, p.1. *Bulletin*, National Metal Trades Association, 1902.
- (52) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, p.iii. Congress on Industrial Conciliation and Arbitration. *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.29.
- (53) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, p.92. 85ページも参照のこと。次と対比のこと。*NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.29.
- (54) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, pp.iii, iv, 270. *NCF Review*, Vol.1, No.1 (Ap., 1903), p.10. Report of Anthracite Coal Strike Commission, pp.32-33.
- (55) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, pp.iv-v.
- (56) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, p.v. 次も参照のこと。*NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), p.15.
- (57) Socialism and the National Civic Federation, p.12.
- (58) 次と対比のこと。*NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), p.15.
- (59) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, p.v.
- (60) *NCF Review*, Vol.3, No.10 (Sep., 1910), p.24. *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.18. *NCF Review*,

- Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.12. Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915, pp.2-3. N (II)'20 Letter from the Federation.
- (61) N(II)'20, Letter from the Federation. Oct. 1916 Letterhead.
- (62) D(II)1913, ロウ会長の講演, 2 ページ。
- (63) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1901, p.ix.
- (64) *NCF Review*, Vol.1, No.5 (Jl., 1904), p.17.
- (65) N(II)'20, Letter from the Federation. An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute. After-the-War Problem, p.18. Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915, p.3.
- (66) The Work of the National Civic Federation, p.11. Facts on Immigration, p.137. *NCF Review*, Vol.3, No.10 (Sep., 1910), p.24.
- (67) Facts on Immigration, p.137. *NCF Review*, Vol.3, No.10 (Sep., 1910), p.24.
- (68) The Work of the National Civic Federation, p.11.
- (69) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1909, p.6.
- (70) *NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), p.15.
- (71) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.11.
- (72) Facts on Immigration, pp.137-138. *NCF Review*, Vol.1, No.5 (Jl., 1904), p.17. *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr-Apr., 1906), p.16. *NCF Review*, Vol.1, No.6 (Aug., 1904), p.15. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.286-288.
- (73) 次も参照のこと。Synopsis of the Proceedings of the……Annual Convension of the National Metal Trades Association, 1909, p.84.
- (74) The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, p.10, pp.17-25. (次にも記載あり。 *Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819).
- (75) Facts on Immigration, pp.137-138.
- (76) 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr-Apr., 1906), p.16.
- (77) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr. 1909), p.4. 3 ページも参照のこと。 *NCF Review*, Vol.2, No.12 (Mr-Apr., 1907), p.13. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.286-288.
- (78) N(II)'20, Letter from the Federation. An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute.
- (79) *NCF Review*, Vol.2, No.3 (Je., 1905), p.14. An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute.
- (80) *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.1. An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute. *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), pp.1, 18, 28.
- (81) *NCF Review*, Vol.2, No.10 (Jl-Aug., 1906), pp.10-11.
- (82) *NCF Review*, Vol.2, No.3 (Je., 1905), p.14.
- (83) *NCF Review*, Vol.2, No.5 (Sep-Oct., 1905), p.15.
- (84) *NCF Review*, Vol.5, No.5 (Sep., 1920), pp.7, 12, 22. The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do (次にも記載あり。 *Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819).
- (85) Socialism and the National Civic Federation, p.16. An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute. *NCF Review*, Vol.4, No.9 (Feb., 1919), p.16. *NCF Review*, Vol.1, No.7 (Sep., 1904), pp.13-14. *NCF Review*, Vol.1, No.5 (Jl., 1904), pp.10-16. *NCF Review*, Vol.1, No.10 (Jan., 1905), p.14.

- (86) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.9. *NCF Review*, Vol.1, No.5 (Jl., 1904), pp.10-16. *NCF Review*, Vol.1, No.10 (Jan., 1905), p.14. *NCF Review*, Vol.1, No.7 (Sep., 1904), pp.13-14. *NCF Review*, Vol.5, No.6 (Nov., 1920), p.5.
- (87) *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), pp.1, 10. Present Activities of the National Civic Federation.
- (88) N(II)'20, Letter from the Federation.
- (89) The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, pp.10-11, 15-16. (次にも記載あり。 *Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819). 次も参照のこと。 Hearing before the Committee on Interstate Commerce, U. S. Senate, 1914, p.227.
- (90) Interstate Trade. *NCF Review*, Vol.5, No.1 (Jan., 1920), pp.1-2, 13-14. *NCF Review*, Vol.5, No.3 (May, 1920), pp.1-2.
- (91) The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, p.16. (次にも記載あり。 *Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819).
- (92) Civic Federation Plans Model Laws.
- (93) Prevention by law of Industrial Dispute.
- (94) Railway Library, 1913, pp.148-149. Arbitration in Controversies between Employers and Employees. Hearing before the Committee on Interstate Commerce, U. S. Senate on S 2517, 1913, pp.7-60, 65-92. *NCF Review*, Vol.4, No.2 (Dec., 1913), p.7.
- (95) Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915, p.3. An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute.
- (96) Threatened Strike of Railway Employees, Hearing before the Committee on Interstate Commerce, U. S. Senate, 1916, p.111, pp.106-117. *NCF Review*, Vol.2, No.1 (Ap., 1905). An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute. *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), pp.3-5. *NCF Review*, Vol.5, No.4 (Jl., 1920), pp.1-2, 5, 20.
- (97) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.93.
- (98) *NCF Review*, Vol.4, No.6 (Dec. 20, 1918), p.1.
- (99) *NCF Review*, Vol.4, No.5 (Dec. 5, 1918), pp.4-6. *NCF Review*, Vol.5, No.13 or 12 (Ap. 25, 1919 or Ap. 10, 1919), pp.1-3, 10-11. *NCF Review*, Vol.5, No.17 (Jl., 1919), pp.4, 10. The Industrial Situation Abroad Following the War. The Labor Situation Abroad Following the War. The Labor Situation in Great Britain and France.
- (100) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.308-320. Present Activities of the National Civic Federation. *NCF Review*, Vol.3, No.4 (May, 1908), pp.1-5, 12, 19-24. *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), pp.2-4, 14. Synopsis of the Proceedings of the……Annual Convention of the National Metal Trades Association, 1909, pp.84-85. Prevention by law of Industrial Dispute. *NCF Review*, Vol.5, No.4 (Jl., 1920), pp.7-8, 22-23.
- (101) Socialism and the National Civic Federation. Prevention by law of Industrial Dispute.
- (102) *NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), p.15.
- (103) Minimum Wage by Law.
- (104) *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.12. *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.24. Civic Federation Plans Model Laws.
- (105) The Work of the National Civic Federation, p.6.
- (106) Prevention by law of Industrial Dispute.
- (107) The Work of the National Civic Federation, p.1. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), p.1.
- (108) *NCF Review*, Vol.3, No.10 (Sep., 1910), pp.1-19, 21, 22-24. The Work of the National Civic Federation,

- pp.1-2. *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), pp.1-8.
- (109) Present Activities of the National Civic Federation, p.2.
- (110) *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr-Ap., 1906), pp.1-6, 8.
- (111) *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), p.1. *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.18. *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), pp.4, 16, 21, 27, 28. *NCF Review*, Vol.3, No.10 (Sep., 1910), pp.16, 20. *NCF Review*, Vol.3, No.9 (Mr., 1910), pp.21, 27. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1909. *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), pp.1, 10. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912.
- (112) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.155-178, 235-273.
- (113) The Work of the National Civic Federation, p.6. *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), p.10.
- (114) Workmen's Compensation, Report upon Operation of State Laws, pp.3-9.
- (115) The Work of the National Civic Federation, p.4.
- (116) The Work of the National Civic Federation, p.5.
- (117) The Work of the National Civic Federation, pp.4-5. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), pp.9, 16-17, 24. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.138, 152, 200.
- (118) Civic Federation Plans Model Laws.
- (119) Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915.
- (120) *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), pp.16-17. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.150-157. Prevention by law of Industrial Dispute. Civic Federation Plans Model Laws.
- (121) The Work of the National Civic Federation, pp.5-6.
- (122) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.186.
- (123) *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.23. 次も参照のこと。 Socialism and the National Civic Federation, p.10. *NCF Review*, Vol.3, No.2 (Oct., 1907), p.10. By-Laws of the National Civic Federation.
- (124) Socialism and the National Civic Federation, p.10.
- (125) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.290.
- (126) Industrial Relations, Final Report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.2217.
- (127) The Work of the National Civic Federation, pp.11-12. 次も参照のこと。 Facts on Immigration, pp.139-140. Socialism and the National Civic Federation, p.10. *NCF Review*, Vol.3, No.2 (Oct., 1907), p.19. *NCF Review*, Vol.1, No.7 (Sep. 1904), p.9. The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, p.10, pp.26-27. (次にも記載あり。 *Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819). *NCF Review*, Vol.1, No.10 (Jan. 1905), p.14. Welfare Department, National Civic Federation, leaflet.
- (128) Conference on Welfare Work, 1904. Industrial Relations, Final report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.2215.
- (129) Socialism and the National Civic Federation, p.10. The Work of the National Civic Federation, p.11.
- (130) Department on Welfare Work……Scope and Purpose. Conference on Welfare Work, p.xxv.
- (131) *NCF Review*, Vol.3, No.2 (Oct., 1907), p.10. Socialism and the National Civic Federation, p.10.
- (132) The Work of the National Civic Federation, p.11. *NCF Review*, Vol.3, No.9 (Mr., 1910), pp.22, 28. *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), p.22. *NCF Review*, Vol.1, No.10 (Jan., 1905), p.15.
- (133) Industrial Relations, Final Report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.2216. *NCF Review*, Vol.3, No.9 (Mr., 1910), pp.22, 28. *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), p.22. Welfare Department, National Civic Federation, leaflet. After-the-War Problem, p.19.
- (134) *NCF Review*, Vol.3, No.9 (Mr., 1910), p.19. *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), pp.22-27. Proceedings

- of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1909, p.143ff. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.180ff. *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr–Ap., 1906), pp.7, 8, 13.
- (135) Vast Welfare Activities Under Way, p.2. Present Activities of the National Civic Federation, p.3. *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr–Ap., 1906), pp.13, 16. *NCF Review*, Vol.2, No.11 (Nov–Dec., 1906), p.10. *NCF Review*, Vol.2, No.12 (Mr–Ap., 1907), pp.1, 4 ff, 11.
- (136) *NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), pp.15–16. *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), pp.23–24.
- (137) *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr–Ap., 1906), p.23. Present Activities of the National Civic Federation, p.3. Vast Welfare Activities Under Way, p.1. Welfare Department, National Civic Federation, leaflet. Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915. Address of H. H. Vreeland on Welfare Work. *NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), p.16. *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.9.
- (138) *NCF Review*, Vol.3, No.2 (Oct., 1907), p.10. *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), pp.20–21. Welfare Department, National Civic Federation, leaflet.
- (139) *NCF Review*, Vol.1, No.10 (Jan., 1905), p.15.
- (140) *NCF Review*, Vol.1, No.10 (Jan., 1905), p.15. Present Activities of the National Civic Federation, pp.2–3.
- (141) *NCF Review*, Vol.3, No.9 (Mr., 1910), p.19. Present Activities of the National Civic Federation, p.3. Vast Welfare Activities Under Way.
- (142) Welfare Department, National Civic Federation, leaflet. Vast Welfare Activities Under Way, p.1. Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915.
- (143) Welfare Department, National Civic Federation, leaflet.
- (144) Vast Welfare Activities Under Way, pp.2–3.
- (145) Welfare Department, National Civic Federation, leaflet.
- (146) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.23.
- (147) *NCF Review*, Vol.4, No.17 (Jl., 1919), pp.18, 19.
- (148) Welfare Department, National Civic Federation, leaflet.
- (149) Welfare Department, National Civic Federation, leaflet.
- (150) *NCF Review*, Vol.2, No.10 (Jl–Au., 1906), p.12. 14～21ページも参照のこと。 *NCF Review*, Vol.2, No.12 (Mr–Ap., 1907), pp.6–9.
- (151) Industrial Relations, Final Report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.2228. *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.20.
- (152) *NCF Review*, Vol.4, No.1 (Jl., 1913), p.1ff. Industrial Relations, Final report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.2217.
- (153) Industrial Relations, Final Report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.2218.
- (154) Industrial Relations, Final Report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, pp.2218, 2219. *NCF Review*, Vol.4, No.1 (Jl., 1913), p.1ff.
- (155) Industrial Relations, Final report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.2217.
- (156) *NCF Review*, Vol.4, No.2 (Dec., 1913), pp.9, 12.
- (157) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.20.
- (158) *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.11. Welfare Work in Mercantile Houses. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.2, No.4 (Jl–Aug., 1905), pp.12–14.
- (159) *NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), p.15.
- (160) *NCF Review*, Vol.3, No.2 (Oct., 1907), pp.1–10. *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.11. *NCF Review*, Vol.2, No.7 (Dec. 1. 1905), pp.10–12.
- (161) *NCF Review*, Vol.3, No.4 (May, 1908), p.15. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.3, No.4 (May, 1908), p.17.
- (162) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), pp.11, 13.

- (163) *NCF Review*, Vol.3, No.9 (Mr., 1910), p.19.
- (164) The Work of the National Civic Federation, p.6.
- (165) Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915.
- (166) D(15)1914, Social Insurance Department, Press Sheet.
- (167) *NCF Review*, Vol.5, No.1 (Jan., 1920), pp.6-7. *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), pp.6-8. *NCF Review*, Vol.4, No.12 or 13 (Ap. 10 or 25, 1919), p.9. *NCF Review*, Vol.5, No.4 (Jl., 1920), pp.9, 14, 16, 24. Labor and Sickness Insurance, Press Sheet. *NCF Review*, Vol.5, No.1 (Jan., 1920), p.9. Compulsory Health Insurance. Compulsory Sickness Insurance. Report of the Committee on Preliminary Foreign Inquiry, Social Insurance Department, Second Report. *NCF Review*, Vol.5, No.6 (Nov., 1920), pp.8, 20-21. 7 ページも参照のこと。
- (168) Booklet itself.
- (169) The Work of the National Civic Federation, p.12. 次も参照のこと。Socialism and the National Civic Federation, p.10. *NCF Review*, Vol.3, No.4 (May, 1908), p.14. Present Activities of the National Civic Federation, p.3.
- (170) *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.22. *NCF Review*, Vol.3, No.4 (May, 1908), pp.14-18. *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.10.
- (171) *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), pp.5, 14. *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.21.
- (172) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.21. 次と対比のこと。 *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.8.
- (173) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.22. 次も参照のこと。The Work of the National Civic Federation, p.12. 次と対比のこと。 *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.8.
- (174) Prevention by law of Industrial Dispute. Civic Federation Plans Model Laws.
- (175) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.21.
- (176) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.21.
- (177) D(4)1914, ロウ会長の講演。 2 ページと 3 ページ。
- (178) *NCF Review*, Vol.4, No.6 (Dec. 20, 1918), p.20.
- (179) *NCF Review*, Vol.5, No.3 (May, 1920), pp.5-6.
- (180) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.21.
- (181) Mercury Poisoning in the Industries of New York City and Vicinity.
- (182) Welfare Work Clothing Manufacturers New York City. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), pp.14-18.
- (183) Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915. 次も参照のこと。D(4)1914, ロウ会長の講演。
- (184) O(15)1920 Letter. The national Housing Problem.
- (185) The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, pp.30-31. (次にも記載あり。 *Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819).
- (186) *NCF Review*, Vol.1, No.12 (May, 1905), pp.1-2. 次も参照のこと。An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute.
- (187) The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, p.27. (次にも記載あり。 *Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819).
- (188) 次を参照のこと。Conference Reports. 次も参照のこと。Weekly Bulletin of the Clothing Trades, Oct., 1913. *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), p.1. *NCF Review*, Vol.5, No.3 (May, 1920), pp.3, 18, 20. *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.13.
- (189) Present Activities of the National Civic Federation, p.2.
- (190) *NCF Review*, Vol.2, No.12 (Mr-Ap., 1907), pp.20-23.

- (191) *NCF Review*, Vol.2, No.12 (Mr-Ap., 1907), p.12.
- (192) Published report itself.
- (193) Published report itself. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), pp.14-18.
- (194) Published report itself. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.2, No.4 (Jl-Au., 1905), pp.12-14.
- (195) Published report itself. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.4, No.1 (Jl., 1913), p.1ff.
- (196) *NCF Review*, Vol.2, No.10 (Jl-Au., 1906), pp.14-21. *NCF Review*, Vol.2, No.12 (Mr-Ap., 1907), p.12.
- (197) The Work of the National Civic Federation, p.3.
- (198) *NCF Review*, Vol.2, No.12 (Mr-Ap., 1907), p.12.
- (199) *NCF Review*, Vol.2, No.12 (Mr-Ap., 1907), pp.23-24.
- (200) The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, p.28. (次にも記載あり。 *Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819).
- (201) Facts on Immigration, p.141. Present Activities of the National Civic Federation, p.4.
- (202) Press Sheet. 次も参照のこと。 The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, p.29. (次にも記載あり。 *Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819).
- (203) Leaflets, Pamphlets, and booklets themselves. N (II)'20 Letter from the Federation.
- (204) *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr-Ap., 1906), pp.15-16. *NCF Review*, Vol.2, No.10 (Jl-Au., 1906), pp.7-8, 13, 24. *NCF Review*, Vol.2, No.4 (Jl-Au., 1905), p.2. *NCF Review*, Vol.2, No.8 (Jan-Feb., 1906), pp.1-6, 14-19. *NCF Review*, Vol.2, No.3 (Je., 1905), pp.1-7, 8, 16. *NCF Review*, Vol.2, No.5 (Sep-Oct., 1905), p.4, 7, 11, 16, 17, 18, 20. *NCF Review*, Vol.2, No.12 (Mr-Ap., 1907), p.16. Facts on Immigration, pp.iii, iv. *NCF Review*, Vol.5, No.6 (Nov., 1920), pp.13, 24.
- (205) Facts on Immigration, pp.136-137. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.2, No.7 (Dec. 1, 1905), pp.1-4, 8.
- (206) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.24. Shall the Old Order Be Scrapped.
- (207) The Work of the National Civic Federation, p.11. *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), p.4. 次も参照のこと。 Facts on Immigration, p.138.
- (208) *NCF Review*, Vol.1, No.10 (Jan., 1905), p.11.
- (209) Facts on Immigration, p.139. *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), p.4. The Work of the National Civic Federation, p.11. *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr-Ap., 1906), p.16. *NCF Review*, Vol.2, No.2 (May, 1905), p.1.
- (210) Present Activities of the National Civic Federation.
- (211) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.1. Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915.
- (212) Industrial Economics Department, Survey of Social and Industrial Conditions, p.1.
- (213) Leaflet of the National Civic Federation, dated May, 1915.
- (214) Industrial Economics Department, Survey of Social and Industrial Conditions. *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), pp.1-4.
- (215) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.2. Shall the Old Order Be Scrapped.
- (216) Industrial Economics Department, Survey of Social and Industrial Conditions, p.12.
- (217) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.4.
- (218) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.12-18. *NCF Review*, Vol.4, No.14 (May 15, 1919), pp.7-9. *NCF Review*, Vol.5, No.4 (Jl., 1920), p.19.
- (219) *NCF Review*, Vol.2, No.5 (Sep-Oct., 1905), p.2. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.2, No.3 (Je., 1905), p.8. *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), p.7.
- (220) *NCF Review*, Vol.2, No.3 (Je., 1905), p.11.
- (221) *NCF Review*, Vol.2, No.10 (Jl-Au., 1906), p.13.
- (222) *NCF Review*, Vol.2, No.5 (Sep-Oct., 1905), p.11. *NCF Review*, Vol.5, No.1 (Jan., 1920), pp.1-2, 13-14.

- (223) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.14.
- (224) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.17-18.
- (225) *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), pp.13-15, 25.
- (226) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.12.
- (227) *NCF Review*, Vol.3, No.4 (May, 1908), p.13.
- (228) *NCF Review*, Vol.1, No.2 (Je., 1903), p.17.
- (229) *NCF Review*, Vol.2, No.10 (Jl-Au., 1906), pp.12-13.
- (230) *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), p.23.
- (231) *NCF Review*, Vol.2, No.5 (Sep-Oct., 1905), pp.7, 8.
- (232) *NCF Review*, Vol.2, No.8 (Jan-Feb., 1906), p.19.
- (233) *NCF Review*, Vol.2, No.5 (Sep-Oct., 1905), pp.2, 21, 26-27.
- (234) *NCF Review*, Vol.5, No.1 (Jan., 1920), p.10. *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr-Ap., 1906), p.9.
- (235) Synopsis of the Proceedings of the……Annual Convension of the National Metal Trades Association, 1909, p.85.
- (236) The National Civic Federation, Its Methods and Its Aim, Education, Conciliation, Industrial Peace, What It Has Done, What It Is Doing, What It Hopes to Do, p.9. (次にも記載あり。 *Harper's Weekly*, Nov., 1904, pp.1805, 1808, 1819).
- (237) *NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), p.14.
- (238) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.15. Synopsis of the Proceedings of the……Annual Convension of the National Metal Trades Association, 1909, p.85.
- (239) Booklets themselves.
- (240) *NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), p.14.
- (241) *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), pp.29-32.
- (242) *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), p.7.
- (243) Booklet itself.
- (244) Leahlet itself.
- (245) *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), p.23.
- (246) *NCF Review*, Vol.2, No.10 (Jl-Au., 1906), pp.22-23.
- (247) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.16.
- (248) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.24.
- (249) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), pp.20-21.
- (250) *NCF Review*, Vol.2, No.10 (Jl-Au., 1906), p.11.
- (251) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.12.
- (252) *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.2.
- (253) *NCF Review*, Vol.2, No.10 (Jl-Au., 1906), pp.23-24.
- (254) *NCF Review*, Vol.3, No.12 (Feb., 1912), p.18, 26-28.
- (255) *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl., 1911), pp.9-10.
- (256) *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), pp.8-10.
- (257) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, pp.14-16. After-the-War Problem. Shall the Old Order Be Scrapped. An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute. *NCF Review*, Vol.4, No.5 (Dec. 5, 1918), pp.6, 7, 10-11, 16-17. *NCF Review*, Vol.4, No.6 (Dec. 20, 1918), pp. 8-9, 11. *NCF Review*, Vol.4, No.7 (Jan. 10, 1919), pp.7-9, 10, 12-19. *NCF Review*, Vol.4, No.9 (Feb. 1919), pp.10,17-20. *NCF Review*, Vol.4, No.10 or 11 (Mr. 1919), pp.1-3, 7-9, 11-13, 17, 19. *NCF Review*, Vol.4, No.12 (Ap. 10, 1919), pp.4-5, 10, 12-15, 16-18, 20. *NCF Review*, Vol.4, No.13 (Ap. 25, 1919), pp.3-4, 5-6, 8-9, 12-14. *NCF Review*, Vol.4, No.14

- (May, 1919), pp.5-6, 7, 10-11, 16-17, 18-19. *NCF Review*, Vol.4, No.16 (Je. 30, 1919), pp.1-3, 7-8, 12-14, 16, 17, 20. *NCF Review*, Vol.4, No.18 (Aug., 1919), pp.9, 16-18. *NCF Review*, Vol.5, No.1 (Jan., 1920), pp.3, 8-9, 15-20. *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), pp.2-3, 10-11, 12-18, 19-24. *NCF Review*, Vol.5, No.3 (May 1920), pp.10-11, 13-14, 15-17, 19-20. *NCF Review*, Vol.5, No.4 (Jl, 1920), pp.3, 4, 5, 10-11, 13, 15-17, 20-21, 24. *NCF Review*, Vol.5, No.5 (Sep., 1920), pp.8-10, 12-13, 15-16, 19-21, 22, 24, Revolutionay Socialism in Disguise. Bolshevism and Menshevism Practically the same. Declaration Against Recognition of the Russian Soviets. *NCF Review*, Vol.5, No.6 (Nov., 1920), pp.4, 6, 8, 10-13, 15, 18-19, 22-24.
- (258) *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.13.
- (259) *NCF Review*, Vol.3, No.4 (May, 1908), p.11. *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.19.
- (260) *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), pp.21-22.
- (261) *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), p.24. *NCF Review*, Vol.4, No.16 (Je. 30, 1919), pp.1-3, 11, 13-14. Questions for Every Good American to Consider.
- (262) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), pp.18-19.
- (263) *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.19.
- (264) *NCF Review*, Vol.2, No.3 (Je., 1905), pp.8-11,15.
- (265) *NCF Review*, Vol.2, No.5 (Sep-Oct., 1905), p.6.
- (266) *NCF Review*, Vol.2, No.3 (Je., 1905), pp.8-11, 15. *NCF Review*, Vol.2, No.10 (Jl-Au., 1906), p.11.
- (267) D(18)1920, Letter. Moral, Economic and Political Objections to recognition of the Soviet Government of Russia. *NCF Review*, Vol.4, No.13 (Ap., 1919), pp.5-6. *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), p.12. *NCF Review*, Vol.5, No.4 (Jl, 1920), p.12. *NCF Review*, Vol.5, No.5 (Sep., 1920), p.24. Declaration Against Recognition of the Russian Soviets. *NCF Review*, Vol.5, No.6 (Nov., 1920), pp.4, 12-13, 18-19.
- (268) *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), pp.15-18, 21.
- (269) *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), p.21. *NCF Review*, Vol.5, No.4 (Jl, 1920), pp.5, 13, 24. *NCF Review*, Vol.5, No.5 (Sep., 1920), pp.3-4. Organization Formed to Study Socialists' Objectives and Tactics. Letterhead of the Department.
- (270) *NCF Review*, Vol.5, No.2 (Ap., 1920), p.23.
- (271) *NCF Review*, Vol.5, No.4 (Jl, 1920), pp.6, 12, 23-24.
- (272) *NCF Review*, Vol.5, No.1 (Jan., 1920), pp.4-5, 14.
- (273) *NCF Review*, Vol.4, No.5 (Dec. 5, 1918), pp.7, 16. *NCF Review*, Vol.4, No.6 (Dec. 20, 1918), pp.13, 16. *NCF Review*, Vol.4, No.7 (Jan. 10, 1919), pp.8-9. *NCF Review*, Vol.4, No.13 (Ap. 25, 1919), pp.6-7, 15. *NCF Review*, Vol.4, No.17 (Jl, 1919), pp.3, 11, 13. *NCF Review*, Vol.5, No.5 (Sep., 1920), p.16. After-the-War Problem, pp.12, 17. An Analysis of the Preliminary Statement of the President's Industrial Conference with a Proposal for a Substitute.
- (274) *NCF Review*, Vol.4, No.5 (Dec. 5, 1918), p.6. leaflets themselves.
- (275) N(II)'20 Letter from the Federation. reports themselves. *NCF Review*, Vol.3, No.3 (Feb., 1908), pp.16-17. *NCF Review*, Vol.2, No.7 (Dec. 1, 1905), pp.5, 9. Draft Bill for the Regulation of Public Utilities. *NCF Review*, Vol.4, No.14 (May 15, 1919), pp.18-19.
- (276) Industrial Relations, Final report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.2228. *NCF Review*, Vol.4, No.3 (Mr., 1914), p.20. *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov., 1909), pp.17-18. *NCF Review*, Vol.2, No.5 (Sep-Oct., 1905), p.6. *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.1,24. *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.9. *NCF Review*, Vol.2, No.1 (Ap., 1905), p.16. *NCF Review*, Vol.1, No.8 (Oct., 1904), pp.1-5. *NCF Review*, Vol.1, No.5 (Jl, 1904), pp.11, 16-17, 19. *NCF Review*, Vol.1, No.2 (Je., 1903), p.13. Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1909.
- (277) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1912, p.iv.
- (278) Proceedings of the……Annual Meeting of the National Civic Federation, 1909, pp.32, 158.

- (279) Synopsis of the Proceedings of the……Annual Convension of the National Metal Trades Association, 1909, pp.83-86.
- (280) *NCF Review*, Vol.2, No.9 (Mr-Ap., 1906), p.13.
- (281) Industrial Relations, Final Report and Testimony, U. S. Commission on Industrial Relations, p.2216. *NCF Review*, Vol.3, No.8 (Nov. 1909), p.17. 次も参照のこと。 *NCF Review*, Vol.3, No.5 (Sep., 1908), p.16. *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), p.11.
- (282) *American Industries*, Dec., 1915, p.15. *American Industries*, July, 1914, p.10.
- (283) *NCF Review*, Vol.2, No.5 (Sep-Oct., 1905), p.7. *NCF Review*, Vol.3, No.6 (Mr., 1909), pp.8-10. *NCF Review*, Vol.3, No.11 (Jl. 1911), pp.9-10.
- (284) Proceedings of the……Annual Convention of the National Association of Manufacturer, 1916, p.316. *American Industries*, May, 1915, p.43. 次も参照のこと。 Compulsory Health Insurance, pp.16-20.
- (285) *NCF Review*, Vol.5, No.1 (Jan., 1920), pp.1-2, 10. 次も参照のこと。 Compulsory Health Insurance, p.52.
- (286) *Review* (of the National Founders' Association), Dec., 1915, p.558.